

## 平成28年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成28年3月10日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場  
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成28年3月10日 9時31分

1. 閉 議 平成28年3月10日 14時47分

1. 散 会 平成28年3月10日 14時47分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名  
出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	田 井 郁 也
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	濱 口 伊 佐 夫
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺 脇 孝 男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課課長	笠 中 康 弘	総務課副課長	小 川 敦 司

## 1. 議事日程

### 日程第1 一般質問

## 1. 会議に付した事件

### 日程第1

## 1. 会議の経過

### ○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成28年第1回定例会2日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

### ○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問を予定しています。

予算審査特別委員会の参考資料をお手元に配付しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

### ○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

## (1) 日程第1 一般質問

### ○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

6番、長野君の一般質問を許可します。長野君の質問は総括形式です。耐震化について、老朽化した公共建物の解体、撤去、今後の活用について、職員の接遇について、JR白浜駅のバリアフリー化についての質問を許可します。

6番 長野君（登壇）

## ○6 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

その前に、この3月で退職をされる職員の皆様には、長年にわたり奉職され、本当につつがなくこのときを迎えられますことに心からお喜び申し上げたいと思います。職場の数々の思い出を振り返ると、まことに感慨深いものがあるかと思えます。また、公務員としての道を歩み、町民の皆さんのために日々ご尽力をされましたことに対しまして、敬意と感謝の念を申し上げます。これからは、新たな人生の旅立ちであろうかと思えますが、これまでの貴重な経験を生かしていただき、地域住民の皆さんのリーダーとして更なるご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、始めさせていただきます。

まず初めに、質問事項1、耐震化についてお尋ねいたします。

その1点目、水道管の耐震化の取り組みについてお伺いいたします。このことについては、平成26年6月議会でも質問をさせていただきました。和歌山県内の水道管の耐震化が大変おこなわれているとのこととあります。厚生労働省が行った2014年度末時点の県内の主要な水道管、基幹管路の耐震適合率は22.9パーセントで、全国平均36パーセントを大きく下回っていますが、白浜町の耐震化率は何パーセントなのかお伺いいたします。

大規模地震での断水を防ぐため、和歌山県内では各自治体に耐震性確保を求めているが、大きな改善はないとのこととあります。改善できない大きな理由として、工事費用の確保が難しいことが要因であります。また、進まない背景には人口減少による水道事業収入の落ち込みで、費用が確保できないこと、管の耐用年数40年経過を待って、耐震化を考えていることなどがあります。費用については、国の補助制度もあると思うが、要件に満たず、単独で対応しないとイケない自治体が大変多いとのこととあります。

そこでお伺いいたします。耐震化の取り組みとして、耐用年数を待たず、収入がある程度見込めるうちに耐震化することのほか、水道料金の引き上げや施設を人口に見合った規模に縮小するなど、財源の確保がぜひ必要と考えますが、当局のお考えをお聞きいたします。

また、災害時に命の源である水が確保されるよう、水道施設の計画的な耐震化の促進に努めていかなければならないと思います。いずれにいたしましても、財源の確保が一番であります。今後の耐震化促進に向けた取り組み計画、また管理計画についてもあわせて当局の答弁を求めます。

次に質問事項の2、老朽化した公共建物の解体、撤去、今後の活用についてお尋ねいたします。

その1点目、富田幼稚園の解体、撤去、今後の活用についてお伺いいたします。

市町村の中で、一番古い公共物は学校あるいは幼稚園ではないかと思いますが、本町の管理下にある富田幼稚園は、昭和43年3月に建築され、その後、数十年が経過し、平成24年4月1日、富田幼稚園、しらとり保育園、合同保育が実施され、十九瀬へ移転されました。その間、富田幼稚園は何の活用もされず、そのまま放置されているのが現状であります。

先般、幼稚園の周辺を調査させていただきましたが、窓が破れ、トタン板が風にあおられて、パタンパタンと大きな音がしておりました。また、雨漏れもしているように感じました。

園舎周辺は景観が損なわれ、幼稚園の本体は老朽化が著しく、近隣の皆さんには大変大きな迷惑をおかけしているのではないのでしょうか。対策を急がなければ、施設の老朽化が進むだけであります。

解体については、多額の費用がかかることから、とにかく後回しになりがちではありますが、施設の老朽化は、そのときに見過ごすことができても、後の世代に大きな財政負担と危険な資産を残すこととなります。

そこでお伺いいたします。

私は富田幼稚園は解体、撤去が望ましいと考えますが、今後の取り組み、施設の活用をどのように考えているのか、当局の答弁を求めます。

次に、2点目の富田幼稚園以外の白浜町の管理施設、あるいは教育委員会管理施設にも老朽化している施設が多くあると思うが、どのような施設があるのかお伺いいたします。また、今後、どのような管理計画、どのように取り組んでいくのか、あわせて当局の答弁を求めます。

次に質問事項3、町職員の接遇についてお尋ねいたします。

その1点目、職員のより一層の接客マナーの向上についてお伺いいたします。

最初に申し上げておきますが、職員の対応が来庁者に対して悪いということでの質問ではないことをご理解していただきたいと思えます。

私は、役場職員は全体の奉仕者として、業種的に分類すれば第三次産業に属し、この第三次産業には商業、運輸業、金融業、公務員、サービス業などが属していますが、公務員は人と人とのかかわり合いを仕事として、私はサービス業だと思っております。役場には、本当にいろいろな目的で毎週のように訪れる方もいれば、数年に一度しか訪れない方もいます。たまに訪れた方が、職員のとった態度によって役場全体のイメージダウンにもつながります。お客様に役場のイメージをもっと心地よく、快く印象づけるには、職員一人一人の適切な言葉遣いや服装といった接遇対応が基本的なものではないかと思えます。

白浜町職員人材育成基本方針にあります職員研修の現状と課題という項目がございます。職員の能力開発は、通常、職員自身が公務員としての自覚に根ざして取り組む自発的努力、自己啓発と、職場において上司、先輩が仕事を通して行う職場研修、日常の職場を離れたところで専門的な研修担当部門が計画的、組織的に行う職場外研修との3つに大別されます。白浜町のこれまでの取り組みの実態は、専門的な研修担当部門が実施している職場外研修への派遣のウェートが高い反面、職場研修は、各職場の上司の自覚に任せられ、結果として効果的に行われていないという状況であります。自己啓発についても、個人の心がけの問題として有効な促進策が講じられていない状況も見られます。また、業務多忙時において、研修に多くの時間がとられ、受講者の中には研修はただ参加すればよいという意識が強い者もいるなど、研修の成果が業務に生かされない状況が見受けられますとのことであります。

そこで、お尋ねいたします。

再度、身だしなみ、挨拶、姿勢、電話対応などの接遇研修を行い、より一層のお客様に喜び、信頼していただくために接遇能力の向上に向けた研修を実施してはいかがなものか、当局の答弁を求めます。

また、白浜町が町民との協働によるまちづくりを一層推進していく上で、職員と町民とのより一層の信頼関係を築くため、職員一人一人の接遇が果たす役割は非常に大きいものがあります。サービスの提供者として、職員がお客様から信頼され、親しまれる存在となるためには、全職員の真心込めた対応が基本となると思います。職員の皆さんお一人お一人が役場を代表していることを意識するとともに、みずからの接遇を見直し、常によりよい接遇を実践し、続けることで町民との信頼関係がより強く構築されると思います。

そこで、私から提案させていただきます。

日々のお客様、町民や業者と役場を訪れる全ての方々との対応の中で、正職員のみならず嘱託職員、臨時職員、再任用職員等々、全ての職員が常日ごろから心がけなければならない事項等をまとめ、接遇に関する職員共通の指針となる白浜町の職員の接遇手引き、基本マニュアルを作成してはどうだろうか、あわせて当局の答弁を求めます。

次に、質問事項の4、JR白浜駅のバリアフリー化についてお尋ねいたします。

その1点目、JR白浜駅のエレベーター設置についてお伺いいたします。このことについては、平成27年の6月議会でも質問をさせていただきました。そのときの答弁は、エレベーター設置を含めた白浜駅のバリアフリー化に関しましては、西日本旅客鉄道株式会社に対しまして要望の提出を行ってきたという経緯もございますが、一方で、町として一般財源から多額の負担をしなければならないといった財政面での大きな課題もございますので、庁内でも十分な議論をした上で、西日本旅客鉄道株式会社並びに県とも協議を続けていきたいと考えておりますとの答弁でありました。

高齢化が進む当町において、JR白浜駅のホームのエレベーター設置の必要性が求められ、当町議会の一般質問でも何度もこの問題が取り上げられており、経済3団体あるいは西牟婁郡身体障害者連盟の皆様方から要望が行われ、非常に関心の高いところであります。

国土交通省が掲げたバリアフリー化基本方針では、平成23年度から一日の乗車数がおおむね3,000人以上の駅のバリアフリー化を32年度までの目標としております。JR白浜駅は、一日の利用者数が平成26年は1,484人であり、このような3,000人に満たない駅に対しては、地域の実績を踏まえて、可能な限りバリアフリー化を実施することにしており、地域の強い要望があり、地方公共団体の支援が得られる駅については、国として当該駅周辺における公共施設、医療施設、福祉関係施設の状況や高齢者、障害者の皆さん等のニーズを総合的に勘案の上、支援を行いますとあります。支援としては地域公共交通確保維持改善事業費補助金があり、事業の実施主体である鉄道事業者へ整備事業費の3分の1を補助することになっており、補助の要件としては地域の関係者で構成する協議会で論議を経た計画に基づいた事業であるとされております。

町として、設置に向けての西日本旅客鉄道株式会社や関係機関への働きかけなど多くの設置活動の中、設置に係る費用等の積算を求めているとのことでもあります。3,000人未満の駅として最終判断は事業主体である西日本旅客鉄道株式会社であり、交渉の難しさがあると思いますが、今後の進め方が期待されるところであります。

言うまでもなく、JR白浜駅は白浜町の表玄関であり、白浜町の顔であると思います。この大切な施設が身障者の方々にとっては、どれほどの障壁になっているか、想像に絶するものがあると思います。駅員の皆さんに車椅子を抱えてもらっての乗り降り、何とか自分の力でホームに降りたい、これが切実な願いだと思っております。この願いを現実にしていくには、エ

エレベーターの設置こそが最良の対策だと考えます。当局とＪＲとの間でエレベーターの設置の努力をしていただいていることは承知しております。しかし、いつまでも実現できないのでは、全ての人に平等で優しい町とは言えないと思うわけであります。

車椅子の利用の方のみならず、足の不自由な方とかベビーカーを利用されている方にも大変不便をかけているのが現状であります。この状態を解消していただくためにも、ぜひＪＲ白浜駅にエレベーター設置が必要と考えます。地域住民が一つとなり取り組む駅のバリアフリー化、エレベーター設置は地域の活性化にもつながり、少子高齢化対策、観光振興など、地方創生、白浜創生に向けての取り組みと考えます。今後の設置に向けた取り組み、進め方等について当局の答弁を求めまして、私の質問といたします。

#### ○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

ただいま長野議員より大きく４つの項目についてのご質問をいただきました。

まず１点目の水道管の耐震化、それに伴う財源の確保、そして、今後の耐震化促進に向けた取り組みについてのご質問をいただきました。

当町の上水道施設につきましては、昭和４０年代に建設されたものが多く、その施設の大半が経年劣化や耐震性の不足により、施設の更新や大規模災害に備えた水道施設の強靱化が必要となっています。また、人口減少に伴う給水人口や給水収益の減少と、安心安全な水道を維持していくため、このような課題をどう克服していくかの対応にも迫られているところでございます。

議員ご指摘のとおり、災害が発生した場合に、生命の維持や生活に必要な水を安定して供給するために、水道施設の耐震化推進が急務であり、南海トラフ巨大地震など、大地震発生の逼迫性が指摘されている昨今において、計画的、効率的に耐震化を図り、被害の発生を抑制し、影響を最小限に食いとめる対策を講じる必要があります。

水道施設の耐震化については、今後多額の費用が必要となりますが、耐震化の促進に向けた取り組みにつきましては、引き続き推進してまいりたいと考えているところでございます。

耐震化率、耐震化等の取り組みの詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

２点目としまして、老朽化した公共建物の解体、撤去、今後の活用についてご質問をいただきました。

議員からご説明のあったとおり、富田幼稚園は平成２４年２月にとんだ幼児園が新築されたことに伴い、４月よりしらとり保育園とともに新園舎に移りました。この旧園舎は昭和４３年２月に建築された鉄骨づくりの平屋建ての建物でございます。築後４８年が経過しており、移転後は使用してございませんので、ご指摘のとおり、さらに老朽化が進んでいると承知しております。このため、近隣の方々にできるだけご迷惑をかけないよう、また誤ってけがをされることのないよう、建物の状況を見ながら、最小限の補修に努めているところでございます。町といたしましては、園舎を再利用するとしますと、耐震補修や耐震改修等を必要とし、その費用も多額であることから、富田幼稚園の園舎は議員ご指摘のとおり、解体、撤去、すなわち取り壊しをしたいと考えております。現在の町の財政状況を勘案しますと、

町単独での費用の捻出は大変厳しい、難しい状況でございますので、国の支援が得られるよう、現在取り組んでいるところでございます。

また、他の老朽化施設につきましては、町が持っております築後30年以上を経過する施設を例として挙げさせていただきますと、役場本庁舎及び各支所、老人憩いの家、町有会館、町が有している会館などがございます。町といたしましては、こうした施設について、施設の建築年度の劣化の度合い、修繕内容などを精査し、緊急度や優先度などを総合的に勘案した中でできる限り補助制度などの活用も図りながら、適宜必要な修繕や改修を実施するなど、適切な維持管理に努めてきたところでございます。

こうした中、今後公共施設の老朽化や人口減少等による公共施設等の利用、需要の変化が見込まれることなどを踏まえ、財政状況、人口動態などを踏まえた見通しに基づく施設の統廃合、更新、長寿命化を盛り込んだ公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう平成26年4月に国から要請があったところであります。町といたしましても、厳しい財政状況や少子高齢化社会にある中、長期的な視点に立って、総合的かつ計画的に施設の適正管理等を進めていくことが重要であると考えております。平成28年度当初予算に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針となる公共施設等総合管理計画策定の関連経費を計上させていただいたところでございます。

今後は、当該計画に基づき、町有施設の現状と課題を把握し、今後の町有施設等のあり方を検討してまいりたいと考えますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、町職員の接遇についてのご質問をいただきました。

私は白浜町長として、この太平洋に面した豊かな青い海と温暖な気候に恵まれた日本有数のリゾート地であるこの白浜町を世界に誇れる観光リゾートとすべく、オンリーワンの観光地として就任以来目指しているところでございます。

本町は年間300万人を超える観光客のお客様をお迎えする町として、お越しいただいたお客様をおもてなしするサービスの1つがお客様の心に響く接遇であると考えています。議員がおっしゃったとおり、地方公務員である役場職員は地方公務員法第30条に規定されておりますように、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとあり、また地方自治法においても、住民の福祉の増進を図ることが地方公共団体の基本として位置づけられているところであります。特に当町を含め、市町村は基礎自治体として住民の方々にもっと近い位置にあり、町民の方々とのかかわりは業務を行う上で必要不可欠となっております。役場の業務については、観光、福祉、都市計画、農業、防災、教育、消防など多岐にわたりますが、中でも役場本庁、富田事務所、日置川事務所、各出張所における窓口業務については、日々お越しになられるお客様と顔と顔を合わせての応対をさせていただくことから、職員一人一人のとした態度によって役場全体のイメージがよくなるも悪くなるもなります。私は観光でお越しいただいたお客様がこの町を訪れてよかったと思っただけのことではもちろんですが、役場にお越しいただいた町民の方にも来てよかった、ひいてはこの白浜町に住んでよかったと思っただけのまちづくりをしていくことが、白浜町の魅力をさらに高めていけるものだと確信しております。

この実現のためには、職員一人一人が町の役場の代表として応対しているということを実感するとともに、職員一人一人が接遇の向上に向け取り組んでいかなければならないと考え

ております。

本日議員から貴重なご提言をいただいております、詳細については担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、ＪＲ白浜駅のバリアフリー化に伴うエレベーターの設置につきましてご質問をいただきました。

まず、白浜駅の利用状況でございますが、昭和５５年度には一日当たりの乗降者数は約２，６００名ございましたが、平成２６年度の資料によりますと、一日当たりの乗降者数は１，５００名を割っており、白浜駅の利用者数は年々減少傾向にあります。しかし、全国的な高齢化社会を迎え、白浜町を訪れる観光客につきましては、特に公共交通機関でありますＪＲを利用される高齢者の割合は増加しているのではないかと考えております。今後もその割合は大きくなるものと考えているところでございます。

また、車椅子をご利用される方につきましても、駅員の介添えを必要とする状況でありますので、訪れる全ての方が不自由なく利用できる白浜駅とする必要があると思っております。

そうした中でエレベーター設置を含めた白浜駅のバリアフリー化に関しましては、事業主体となるＪＲ西日本さんに対しまして、毎年紀勢本線活性化促進協議会から要望書の提出を行っており、ことしも２月２５日に、私もＪＲ西日本和歌山支社に出向き、お願いしてまいりました。こうした経過もございしますが、議員からもございましたように、経済３団体の皆さんや西牟婁郡身体障害者連盟の皆様方からもエレベーター設置に関する要望をいただいたところであり、非常に重要な課題であると認識しているところであります。

一方で、町といたしましても一般財源からの多額の負担をしなければならないといった財政面での大きな課題もございしますので、補助制度を活用し、整備することが事業を進めるための大前提になると考えております。中でも議員ご指摘の地域公共交通確保維持改善事業費補助金が有効な補助制度であると認識しているところであります。この補助制度を活用するためには、バリアフリー新法に基づく本町のバリアフリー基本構想を策定する必要があります。まずは、このバリアフリー基本構想の策定に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えています。並行して、事業主体でありますＪＲ西日本や和歌山県とも引き続き協議を進め、基本構想策定においてはＪＲ西日本の協力や検討段階でのＪＲの白浜駅の参画も含め、求めていき、そして、進めてまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私のほうから４点につきまして回答をさせていただきます。

○議長

番外 上下水道課長 濱口君（登壇）

○番外（上下水道課長）

長野議員より水道管耐震化そして財源確保、耐震計画等のご質問をいただいております。初めに、水道管の耐震化率について回答をさせていただきます。

当町における水道管の基幹管路につきましては、導水管、送水管、配水本管をそれぞれ基幹管路として位置づけているところでございます。ご質問のございました当町の基幹管路耐震化率につきましては、まず導水管でございますが、これは水源の取水場所から浄水場まで水を送る水道管で、耐震化率は２４．８４パーセントでございます。次に送水管でございますが、これは浄水場より各配水池まで水を送る水道管になります。耐震化率は３１．９７パ



ーセントでございます。配水本管につきましては、配水地から各ご家庭に水を供給する配水支管までの水道管でございます。耐震化率は1.59パーセントでございます。基幹管路全体から申し上げますと、平成26年度末で約25.66パーセントとなっており、県平均の22.9パーセントを上回っていますが、全国平均の36パーセントは下回っているところでございます。

現在水道管の耐震化の取り組みにつきましては、年間約1億円程度の予算措置をさせていただき、経年劣化した水道管の布設替え工事を実施しているところでございます。また、その他建設工事等で水道管の布設替えが必要となった際には、その工事にあわせ、耐震管に布設替えさせていただいているところでございます。

次に、水道管の耐震化の取り組みとして、耐用年数を待たず収入がある程度見込めるうちに耐震化してはどうかのご質問でございます。

当町における水道管路の法定耐用年数40年を超えた管路の割合は年々高まっており、配水支管まで含めると、町全体で約284キロメートルの水道管のうち約50キロメートルの水道管が40年を超えた水道管として埋設されています。議員ご指摘のとおり、今後人口減少社会が到来し、水道料金収入の減少が現実となった今、水道施設の更新を先延ばしにすればするほどに、財源確保は厳しくなると予想され、早期に対応しなければ課題への対応がより困難になると思われまます。ただ、先ほど申し上げましたように、既に耐用年数を超えた水道管が存在しておりますので、先にこちらのほうの対応をさせていただきたく考えているところでございます。ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、水道料金の引き上げや施設を人口に見合った規模に縮小するなど、財源の確保についてのご質問でございます。

財源確保の手立ての1つでございますが、水道事業経営の収益のおおもとになりますのは、やはり水道料金となります。年々全体使用水量が減少してきています。人口の減少や寮、保養所等の閉鎖、節水機器等による水道使用量の減少によるものであると考えます。また、今後は老朽化、施設の更新、耐震化も踏まえ、経営状況が非常に厳しくなると予想されます。このような状況を踏まえ、財源確保を考えますと、どうしても近い将来水道料金の改定は避けて通れないものと考えています。また、水道料金の改定につきましては、公正妥当なものでなければなりません。能率的な経営のもとに適正な原価を基礎として、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬと考えています。今後、水道施設の改修、耐震化、財政状況等々を考慮しながら、検討させていただきたいと考えています。

次に、先ほど議員からもお話がありましたが、財源確保について、国の補助金もあるが、要件に満たない自治体が大変多いとのことでございます。当町につきましても、現在の経営状況では採択要件に満たないため、国の補助を活用できずに単独事業として更新工事を行っているところでございます。必要な財源につきましては、自主財源と企業債を活用させていただいて対応をしている現状でございます。

次に、人口規模に見合った施設にとのご質問でございますが、今後人口規模が減少することを踏まえると、水道事業のあり方、事業規模や施設の保有、更新のあり方にもおのずと変化があるべきと考えているところでございます。当町の取り組みとしましては、現在人口の減少している地域の管路更新工事の際には、水道管路の口径を縮小して更新工事を行っており、今後も引き続き見直しを行いながら更新工事を行う予定としております。

ただ、白浜町の特徴として、夏の水道使用量と冬の水道使用量では大きな差があり、水道施設の規模としましては、水道使用量の多い時期を考慮した水道施設にしなければなりません。このようなことから、人口が減少してもある程度の余裕を見込んだ水道施設の整備をしたいと考えているところでございます。

次に、水道施設の計画的な耐震化の取り組み、管理計画についてご質問いただきました。

冒頭でも少し説明させていただいていますが、白浜町の上水道施設は、昭和40年代に建設されたものが多く、その施設は経年劣化や耐震性を有していないものもあり、機能改善の必要性が生じています。このような状況を踏まえ、平成25年に白浜町水道事業施設更新計画として、浄水場及び配水施設等の機能診断を実施しています。その診断に基づいて改修をする必要性が高いものから優先順位を決め、工事を実施していくこととしています。特に、浄水場内にある電気、機械設備については、上水道事業の心臓部になり、故障してしまうと給水できない状態が起こる可能性がありますので、早い時期での対応が必要であると考えています。

今後は厳しい財政状況の中ではございますが、施設更新計画に基づき、施設更新費用の縮減を念頭に置きながら、水道施設の改修、耐震化、そして管路の耐震化を進めるため、適切な管理運営を行っていく所存でございます。

以上でございます。

○議 長

番外 教育長 鈴木君（登壇）

○番 外（教育長）

教育委員会の管理する老朽施設につきましては、休校となっている学校施設がございます。具体的には、平成19年度に三舞中学校との統廃合により休校となった川添中学校、平成20年度に日置小学校との統廃合により休校となった田野井小学校、同じく平成20年度に安居小学校との統廃合により休校となった玉伝小学校がございます。また、三舞中学校も平成28年度より安居小学校の校舎を共有することになっており、新たに追加されることになります。

このうち、旧玉伝小学校の校舎は平成8年度に建築されておりますので、耐震性は現在の建築基準を満たしており、旧川添中学校校舎につきましても、平成16年度に実施した耐震診断ではI s値0.64となっており、学校施設以外の施設としての耐震性は満たしております。しかし、経年劣化により、コンクリート等の剥離が見られます。

したがって、老朽化しており、なおかつ耐震性のない学校施設は、旧田野井小学校の校舎及び旧三舞中学校の校舎の2つの施設となります。

○議 長

番外 総務課長 榎本君（登壇）

○番 外（総務課長）

議員ご質問の接遇能力の向上に向けた研修の実施につきましては、議員及び町長からもございましたように、職員一人一人が役場を代表しているということ意識、自覚するということが接遇能力を向上させていくための大前提であると思っております。職員の接遇に対する意識に働きかける研修というものを検証し、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、これまで職場外での研修としまして実施しております和歌山県市町村職員研修協議会等が主催いたします専門研修につきましては、これまで以上に職員が積極的に参加できるように各課長に依頼してまいりたいと思っております。各職場における接遇の現状をまた点検し、職員の指導、育成につきましても、あわせて各課長に依頼し、努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、接遇に関する職員の共通の指針となる職員の接遇の手引き、いわゆる基本マニュアル、この策定につきましてご質問いただきました。

正職員だけでなく、再任用職員、臨時職員、嘱託職員も含めた全ての職員が町民の皆様方から見れば役場の職員であるということには変わりなく、全ての職員が、どのような接遇が町民の方々の満足につながっていくのか、そうしたことを真摯に考えて、行動に移していく必要があるものと、このように考えてございます。

議員ご提言の接遇の手引き、基本マニュアルにつきましては、職員の接遇の基本を例示するという指針となっていくものでございます。本件マニュアル策定につきましては、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

6 番 長野君（登壇）

○6 番

先ほどの答弁にもございましたが、エレベーターの設置の基本構想の策定に向けての取り組みを進めていくということではありますが、事業化に向けての取り組みと考えていいのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

事業化に向けての取り組みかというふうなご質問でございます。

白浜町のバリアフリー化を進めるにあたりましては、関係する皆様のご協力は不可欠でございます。さまざまな角度からご意見をいただく中で、今後大変重要な課題というふうに思っております。

いずれにいたしましても、事業化につきましては、JR西日本さん、そして県との協議が必要でございます。事業費の確保といったものも大変重要になってきます。そのようなことから白浜町におけるバリアフリー基本構想、このまず策定に我々としましては取り組んでまいりたいと、これが事業化への取り組みの第一歩となると考えております。

また、県下の主要な駅におきましても整備が進められておりますので、白浜駅につきましても事業化に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再々質問があれば許可します。

6 番 長野君（登壇）

○6 番

大変力強い答弁を賜りました。一日でも早い取り組みを念願しております。町民の幸せを

第一に考え、町民の皆様が仕事もスポーツや文化活動もさまざまな町民活動も楽しんで行えるような豊かで元気のある町政を目指し、夢のある町政にさらなる飛躍を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 17 分 再開 10 時 27 分)

○議 長

再開します。

2番、三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の日置川地域の若もの広場についての質問を許可します。

2番 三倉君

○2 番

議長のお許しを得、登壇順位に従い、一般質問を行います。質問の内容につきましては、通告しております日置川地域の若もの広場について、いま一つは、住居表示についてということについて2点質問を行いたいと、このように思います。

まず1点目の日置川地域の若もの広場について、この件につきまして、テニスコート拡張に伴う代替施設としてのことではありますが、この件について何回となく質問し、答弁をいただいているわけではありますが、行政の事業の進め方等に少し私自身疑問を抱くところでありまして、いま一度質問したいと、このように思います。答弁につきまして、納得のいく答弁を賜りたいと、このように思う次第でございます。

去る2月29日、国体実行委員会が第5回総会ですけれども、開催され、席上、町長は、紀の国わかやま国体が成功裏に終わり、我が白浜町で開催されたソフトテニス、卓球、空手道の各競技種目にあっても大変なにぎわいと、町民の方々、各種のボランティアの方々の協力もあって、大会としては大変よい結果を残すことができたと申されていまして。事実、私もそのとおりだと思いますし、地元での開催で、子どもたち、また町民もそうですけれども、国内の一流プレーヤーの競技を生で観戦することができたことや、全国各地から多くの方々が観光地白浜にお出でいただいたということですから、大変ありがたい、よい大会であったと思っております。

中でも、ソフトテニス、空手道競技においては、和歌山県チームが総合優勝したこともあって、大会も、会場も、大いに盛り上がったということでした。

このような形で国体を終えることができたのは、当局の国体に対する取り組みと職員それぞれの働きがあったからということはもちろんのことではありますが、忘れてならないのは町民一人一人の理解と協力があったからではないでしょうか。

私は、ソフトテニス競技に対して特にこだわりを持っているわけではありますが、国体のテニス競技の開催地にあっては、町民の方々に理解と協力を求める中で、昭和46年和歌山くろしお国体において、旧日置川テニスコートにおいてテニス競技が行われ、そのことが日置川の地域住民の理解を得ることに大きく左右したのではないかと思います。一部の方には、テニスでまちおこしをするのだというような熱意、生きがいがあって、こういう結果になったのではなからうかと思うわけがあります。

いずれにいたしましても、日置川地域住民の理解と協力のもとに、12面であったコート  
を国体開催で運営上必要な16面のコートの確保に旧日置川若もの広場を取り崩し、合併特  
例債なんかも使いですけども、20面のテニスコートができたわけです。ここに日置川地域  
住民の理解と協力があつたということを私は申し上げたいと思うわけでありませう。

日置川地域住民が町行政に理解を示し、協力しておきながら、今現在では今まであつた若  
もの広場がなくなり、今まであつた施設がなくなってから何年も若もの広場の建設に取り組  
んでいただけず、やっとの思いと申しますか、そういう形で施設の建築に取りかかっていた  
だけるといふような話が出たら、若もの広場の代替地として使用していた施設での利用者が  
少ないと。と申しますのは、結局、旧若もの広場を取り壊すにあたって代替地を当局が用意  
したわけですね、教育委員会が。その代替地を使った利用頻度についてということなんです  
けども、その利用頻度が少なかったといふようなことで、旧田野井小学校グラウンド跡地を  
現状の広さのままで日置川地域の若もの広場とするといふような話であります。野球やサッ  
カーはもちろんのこと、ソフトボールのできる広さすらないところを日置川地域の若もの広  
場とするといふような話であります。

何回となく質問のたびに問いかけているのですけども、通常、町の行政の進め方として、  
今まで存在していた施設を町が理由があつて取り壊す、このようなときは最低限今までにあ  
つた施設と同等、もしくはそれ以上の施設を代替施設として建築や建設をするのがごく普通、  
当たり前のことではないでしょうか。

それと、少し私もちょっと勘違いといふよりも申し忘れていたのは、あくまでも行政部局  
が取り壊したわけですよ。今答弁いただいているのは、ほとんどが教育委員会のほうでい  
ただいているんですよ。だから、本来は行政部局がこの問題を今までそういうような形で  
来ているものですから、やっぱり行政施設が教育委員会の話だけじゃなしに、取り組みとい  
うのも必要ではなからうかといふように思ったりします。

そんな中で、以前の答弁では、利用頻度が少ないとかお金がないとか、また、費用対効果  
についてを申されたといふようなこともありました。

それと、先般の答弁の中でですけども、代替地を先に整備しないと日置総合運動場を廃止  
されては困るといふような意見がなかったと。20面と決定し、進めてきたといふような答  
弁もいただいたわけですね、教育委員会のほうからね。このことについてですけども、先に  
申しましたように、町として国体を成功させるために、日置川地域住民としては理解し、協  
力せねばならないといふような思いがあつて、当時の若もの広場は要らないと言つたのでは  
なくて、そういう形で進めてくることに協力したといふようにとるわけでありませう。それと、  
代替施設の建築といふんですか、建設場所につきましては、当初は矢田地区の河川敷をもつ  
てそれを充てるといふような話があつたわけです。そのあつた話の中で用地の問題や河川改  
修の計画等が大きくずれ込んできて、また見通しがつかない状況であつたから、以前あつた  
施設と同じ規模、大きさのものを設置、建設していただくにおいて、用地費にあつては4割  
近く押さえることができるような。また、拡張する面積をかき上げる土砂については、高  
速道路の工事から出る土砂で土捨て場料をとれば工事費についても削減できるし、場所につ  
いても日置川地域では三舞といふ日置川地域での中ほどに位置し、当時は近く来るであろう  
高速道路のインターにも3分ほどの距離にあつて、旧白浜の方々も利用する際には利用できる  
ような距離にあるといふような、そういうような思いから、私は田野井地区への若もの広

場を提言したわけであります。当時、それから後に予算は計上していただいたんですけども、その予算の計上から4年たって、その間に田野井地区の方々には礼を欠き、今に至ってはお金がないと答弁され、現在の規模縮小についての計画となっているような形でありますね。その中では規模縮小していくもろもろにつきましては、費用対効果などということも答弁されているわけです。

私は、この教育現場に費用対効果を取り上げるのはいかかなものかということを以前にも質問したわけでありますけども、再度お伺いしたいのであります。費用対効果というのについて、どうなのかという、その考え方であります。答弁を賜りたいと思います。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま三倉議員から日置川地域の若もの広場についてのご質問をいただきました。

旧日置総合運動場の代替地につきましては、昨年12月8日に開催いただきました全員協議会でもご報告させていただきましたとおり、田野井総合運動場を拡張せず、駐車場の舗装、給水設備等の整備を行い、住民の皆さんがより利用しやすい施設とします。なお、整備に必要な財源は、過疎対策事業債を活用しながら進めたいと考えています。こういうふうにご報告をさせていただきました。今後、日置川地域の振興策につきましては、日置川事務所を中心に関係各課が連携して検討するとともに、日置川区長会の意見、要望を伺いながら、協議、検討してまいりますというふうな方針で進めてまいります。

平成27年第4回の定例会一般質問でもお答えしましたように、田野井区は日置川地域のほぼ中央に位置し、JR日置駅からも近く、日置川インターチェンジからわずか5分といった恵まれた立地条件にあります。日置川の地域振興を進めていく上で適地であると考えております。この地の利を生かすには、日置川地域全体の課題として捉え、旧田野井小学校の校舎や敷地も含めてその周辺一帯を将来どうしていくのか、日置川区長会を初めとする各種団体の皆様方のご意見もお伺いしながら検討する必要があると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

詳細につきましては、教育次長から答弁させていただきます。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

三倉議員のご質問の中で、まず野球やサッカーはもちろんのこと、ソフトボールもできないような広さではないということでございます。日置川地域につきましては、40年ほど前については、日置川地域のほうでソフトボールが非常に盛んで、ほとんどの地区にチームがございまして、町内でも六十数チームが参加した大会が開催されておりましたが、現在はその地区にもソフトボールのチームはございませんし、また現在も続いております盆野球につきましても、一時は町内で25チームが参加をいたしまして2日間かけて開催しておりましたが、そのチーム数も現在は4から5チームの参加まで減少しており、旧日置総合運動場が廃止になってからは白浜球場のほうで開催されております。白浜町には白浜球場、また栄若もの広場がございまして、既存の施設を有効活用することは合併のスケールメリットを考慮す

れば当然のことであると考えております。三倉議員も合併協議会の委員をされておりましたので、合併のスケールメリットにつきましては十分ご理解されていると思いますが、行財政の効率化として、公共施設が効率的に配置され、類似施設の重複をなくすることが大きな目的となっております。

次に、今まであった施設と同等、もしくは同等以上の施設を整備するが当たり前のことではないかというご質問でございます。

教育委員会では、これまでも旧日置総合運動場と同規模の運動場整備は困難であると繰り返し申し上げてきましたし、現在、日置川地域の多くの住民の皆様方から多額な費用をかけて、田野井総合運動場を整備するのであれば、他の振興策を考えてほしいというご意見、ご要望が多い中で、概算ではございますが、6,000万円もの費用を使ってほとんど利用見込みのない運動場を整備して、これが日置川地域の振興策の1つです。これでは他の住民の皆さんに納得していただけるでしょうか。教育委員会としましては、住民の皆さんが必要とする運動場を整備したいと考えており、皆様方のご意見、ご要望を伺ってまいりました。その結果、先ほど町長のほうからも答弁ございましたように、町の方針を報告させていただいたところでございます。

それから、代替地を先に整備しないと日置総合運動場を廃止されたら困るという意見がなかったので、20面と決定して事業を進めてきたという答弁があったということでございますが、確かに平成27年第3回、また第4回の定例会の一般質問でも平成23年度に日置テニスコートの基本設計作成にあたり、関係団体のご意見を伺いましたが、代替地を先に整備しないと日置総合運動場を廃止されたら困るというようなご要望がございましたので、テニスコートの面数を多くの住民の皆様が望む20面と決定し、事業を進めてきたという経過がございます、というふうに答弁させていただいております。これにつきましては、あくまでも当時の担当関係者の方にお伺いした経過を答弁したもので、三倉議員おっしゃるように、日置川地域の住民として特にソフトテニス競技を成功させなければならないという強い思いがあったことと存じます。そのため、当時の担当課におきまして日置総合運動場を廃止する際、頻繁に利用をさせていただいておりました日置中学校の野球部、テニス部、日置川少年野球クラブ、グラウンドゴルフ日置川クラブの皆様方のご要望をお伺いし、100パーセントとは申しませんが、できるだけの対応をしてまいりました。こういった皆様方からは現在日々の練習には支障がない旨のご意見のほうを伺っております。

それから、教育委員会が予算がないということについてでございますけれども、三倉議員のお考えと、また、町、教育委員会の考え方が根本的に乖離しておりますので、これまで何を質問されても、何を答弁しても全くかみ合っていない状況が続いていると考えております。

何度も何度も繰り返し答弁をしておりますように、予算がないからできないのではなくて、多くの住民の皆様方が、多額の費用をかけて田野井区に日置総合運動場と同規模の運動場を整備するのであれば、別の振興策を考えてほしいということを望んでおりますので、12月8日に開催いただきました全員協議会で町としての方針をお示しさせていただいたところでございます。教育委員会としましては、その方針に沿いまして、過疎地域自立促進計画に日置総合運動場代替地整備事業として位置づけをしたところでございます。

また、6月の肉づけ予算に、田野井総合運動場の整備に要する費用として約400万円を予算要望したいと考えております。しかしながら、これはあくまでも計画でございます。ま

た、教育委員会としての予算要望でございますので、このとおりに予算措置されるかどうかは不明ではございますが、事業を実施する際の財源を確保する意味で過疎計画に計上しているところでございます。

それから、費用対効果についてでございます。

教育に費用対効果を取り上げるのはいかかなものかというご質問でございますが、確かに教育はお金ではかれないものがあることは十分承知しております。何度も繰り返しになりますが、全員協議会での議員の皆様方からのご意見、各種団体等からのご意見、ご要望を考慮し、検討していく中で、ほとんど利用見込みのない施設に概算ではございますが、6,000万円もの費用をかけることは妥当でないということを判断させていただきました。

また、三倉議員からは、教育委員会は費用対効果の話をよく出すとおっしゃっておりますが、これについても、これまでも何度も何度も繰り返し答弁しておりますように、旧日置総合運動場の代替地の整備について、費用対効果についても考慮すべきというご意見については、平成27年8月6日に開催をいただきました全員協議会で議員の皆様方からいただいたご意見の中の1つでございます。

以上です。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

いっぱい答えもうて、その答えの中で抜けているようなところもあるんですけども、それはそうとして。費用対効果の前に、区長さんのほうからの話についてですけども、そうだったというようなことをおっしゃっていたんですけど、教育委員会のほうでね。2月15日に日置川地区の区長会で、臨時の総会を行ったそうですね。その総会の席では、町からの日置川地域の若もの広場の件についての回答が今、寺脇次長からのお話のような回答であったので、なかなか承服できないというようなことを日置川事務所の方なんですか、当局の方か、その辺は、私のほうははっきり存じ上げないんですけども、臨時総会に出席いただいている方にそういうようなことを申しているわけですね。だから、今、次長がおっしゃっているような内容は、日置川地域の連絡協議会の区長さんがぜひとも欲しいというような中で、それから区長が変わって、田野井区の内容とちょっとずれてきたような答弁があつて、それでまた今おっしゃっていた次長の答弁と違う、そういう考え方をもって当局に改めてそういうことを申してるわけですね。そのことについて教育次長は知っているか知らないかわかりませんが、そういった実態があるということもあるわけですね。そういった話の中から、先ほど町長の答弁にもありましたように、振興策は日置川事務所のほうで区長会の意見を聞きながらつくるとのことと少しずれたところがあるように思うんです。

それで、私どもが申し上げているのは、田野井の若もの広場を中心にして結局地域振興したらどうなということが、私どもの田野井の区もそうなんですけど、そういうふうな意向なんですよね。今の話は、教育委員会から一辺倒の話なんです。前に教育委員会にその話をしたら、それは教育施設であつて、地域振興と違うからというようなことを田野井の住民にそういうような指示していることがあつたわけですね、寺脇次長が。それからしたら、全然その話が違ってくる。だから、次長が要望書を出してくれたら何とかなるというような形のことであつて、その文言の中に地域振興をもって入れたら、地域振興は教育委員会に関係な



いから削除してくれというようなことの指導もしてるわけですよ。だから、私は、先ほど申しましたように、このことは行政の部局がすべきであって、そのなかったもんがテニスコートに変えたんですから、ということを一つ申し上げているわけですね。そういった話の中で、次長は大変失礼な、私に対しても失礼な話ですけど、乖離し過ぎてるといので、あなた方の考え方のほうが乖離してるんですよ。

それから、もう一つ申し上げますよ。その答弁の中で費用対効果ということ言えば、すぐすぐ言うというようなことで費用対効果については、いろんな考え方であるというような格好の中でご理解いただきたいというようなこともあったんですけども、そしたら、こういうことを申し上げるのは大変心苦しいんですけども、西富田小学校の建築は、グラウンドに仮校舎を建てて、本校舎を取り壊し、本校舎跡地に新しく校舎を建てたわけですね。それにどれぐらいの費用が要ったと。二億数千万のお金が要ってるんですよ。その費用対効果というのはどういうことやったんですか。個人差はありますが、そのことについてみんなが納得いくような答弁をいただきたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

まず、地域振興についてでございます。

教育委員会はなぜ地域振興を考えていないのかということやと思うんですけども、これまでも再三にわたりまして何度も繰り返し答弁させていただいておりますけども、教育委員会だから地域振興は関係ないとは一切申しておりません。地域振興につきましては、町全体、また町職員が一体となって検討していく必要があると考えております。しかしながら、町行政のどの課にもそれぞれの役割、分掌事務がございます。それを飛び越えて教育委員会が単独で日置川地域の地域振興を検討するのは非常に難しいということをお願いただけでございます。やはり日置川地域の地域振興であれば日置川事務所を中心に行うべきものであって、教育委員会としましては、町当局のほうから純粋に旧日置総合運動場の代替地を選定、また整備するよという指示を受けておりましたので、やはり教育委員会独自であるのであれば、より多くの住民の方に使っていただく施設を整備すべきというふうな判断のもと、こういう形の整備とさせていただいたわけでございます。

それから、西富田小学校のことでございますけども、そのあたりちょっと当時、私のほうも教育委員会ではなかったという部分はあるんですけども、やはりそういう西富田小学校であれば、今でも300人規模の児童が行っています。その300人の児童の校舎の建てかえのときにどういうふうな形で300人の児童をどこか別の施設に入らせていただいて勉強を教えるのか、いろんな検討をした中で、やはりそれだけの多くの児童を別の施設で勉強を教えるということは非常に困難であるという判断の中で、そういう仮校舎という形をとっていったというふうには推測するところがございますけども、やはり300人の児童をどこか別の学校というは無理ですし、別の町の施設という部分についても無理があるという判断で、そういった形になったのではないかと推測するところがございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

その仮校舎を建てたというのは、その場所にこだわったからなんですよ。こだわったからそんだけのお金が要ったんですよ。それをほかの場所じゃなしに運動場の今の仮校舎が建ったところに本校舎を建てれば、別に2億5,000万は要らなかったんですよ。そういうことについての納得できる2億5,000万というのが費用対効果があったのかということを行っているわけですよ。2億5,000万なんですよ。あなたは6,000万のまちおこしするのに金が足らんとやっているんですよ。それは、何なんと言ったら、日置川地域のことでよね。それと、今、人の質問の言葉尻を拾うのはあんまり私は好きでないですけどね、より多くの住民に使用していただくための施設をしたいということですね。大きな施設をして、ソフトボールも野球もするような施設にしてたら、人来ないんですか。

理屈というのは、後から何とでもつけられるんですよ。要は、地域住民の希望であったり、願望であったり、やっぱりどうかしないということの小さな気持ちの中でそれを大きくしていくというような形が行政に必要ではないかなと思うんですよ。過疎になってですよ、費用対効果、だから、あなたが申してるように、ソフトボールを昔してたけど、今はしてない。だから、栄のグラウンドに行ったらいいんやというような、そういう木で鼻をくくるような答弁しないでいただきたいと思うわ、地域住民にとったら。何とか人に来ていただいて活性化していかんとあかんという思いがですよ、それもスポーツを通じてしたいというような形もある話じゃないですか。

あなたのほうにお金がないとか、そういうことであるんだったら、部局として話をしてしたらいいじゃないですか。部局とできる話じゃないですか。私が再三申し上げているように、この問題は部局の問題、行政当局の問題がほとんどなんです。だから、行政のほうにも絶対、要は責任がある問題だと私は思うんです。教育委員会だけじゃなしにね。もう1回申し上げますか。国体をする、国体をするのに場所がないと、そのテニスコートするのに。そしたらというのは、町の行政の運営の中で動いてる話ですよ。そんな中で、若もの広場を使ったら一番早いし、できるんじゃないかなということで、適地であるということをしたわけですよ。そんな中で教育委員会と兼ね合いをつけて、そこに20面できるような格好にしたわけですから。だから、当局のほうにもやっぱり後の始末というのを考えていただかないと困る話だと私は思うんです。教育委員会ばかりに振るんじゃなしにね。

だから、何回も申し上げているのは、だから同じ前にあったものを行政として、していくのであるんだから、それをするのは至極当然のことじゃないですかと言ってるわけですよ。そしたら、過疎化と使う人がないからというような、費用対効果的なことを教育委員会は答弁されているので、申し上げにくいけども、西富田の小学校の二億数千万要った建てかえについてはどうだったんだというようなことを申し上げているわけなんです。こんなこと申し上げたくないですよ、実際の話。

それと、いま一つは、あそこを核にして地域の振興に行くということを当局も考えているのであれば、やっぱりそういうようなソフトボール、野球なりをできるような施設をすれば、合宿にでも人を呼べるじゃないですか、若もの広場が。現にそういう形で中辺路のグラウンドはそういう形で使ってるじゃないですか。そういうことを兼ね合わせた中で言ってる話と、お金が要るということだったから、残土を使ったらどうなというような話の中で、残土を、要するに土捨て場として申請させたら、それだけの金が工事費として浮くじゃないかということも申し上げているわけですよ。地理的にも、場所もいい話ですから。活性化の話も兼ね

で言っているわけですよ。活性化の話をされたら困るというのが教育委員会なんですよ。今言うたら理由は後から何とでもつきますけど、ああいう方法を言ってるわけですよ。どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

今、三倉議員からいろいろとご指摘をいただきましたけれども、この教育委員会に我々は全て任せているということではございません。町当局とも教育委員会とも何度も協議をしながら、協議を重ねた結果、最終的には全協での報告ということにさせていただいております。

これまでも地域の振興策につきましては、白浜町全体の中で、特に日置川地域はどのような地域振興策がいいのか、あるいは具体的にもう少し具体的なことをこれからも考えていかなければいけないと思っております。その中の1つがこの総合運動場の整備だったというふうに考えております。

2月15日に先ほど出ましたように、日置川区長会の臨時総会の中でも、今回のこの話題となっております日置川地域の振興策につきましては、日置川事務所を中心にして、皆さんと一緒に考えて、日置川地域の皆様にやりがいとか生きがいとか、あるいは地域の活性化につながるようなことを考えていかなければいけないということで、皆様にもお話をしましたし、最大限努力することが町の責任であろうと、役目であろうというふうに考えてございます。

いずれにしても、このことにつきましては、やはり田野井の地域のみならず、総合的にいろんなことを考えながら、当然私の中にも、スポーツ振興をすることによってスポーツ合宿とかスポーツの大会が、各種大会がこの白浜町に来ていただけると。テニスだけではございません。田辺もこの国体を契機に非常に大きな施設ができました。田辺にも上富田にも非常に充実した施設がございまして。白浜町にもテニスコートがございまして。いろんな形で、これからこのスポーツを通じてでもいろんな活性化ができるし、地域振興が図れるというふうに思っております。すなわち、この田野井のことも含めて、総合的に日置川地域の活性化をどうするか、地域振興をどうするかということに、今は日置川事務所とそれから地域の皆様とともにこれを考えていくということに、今は日置川事務所とそれから地域の皆様とともにこれを考えていくということに、今は日置川事務所とそれから地域の皆様とともにこれを考えていくということに、今は日置川事務所とそれから地域の皆様とともにこれを考えていくというふうに来ているのではないかなというふうに思っております。

○議 長

2番 三倉君(登壇)

○2 番

町長には、ある程度と言ったら失礼なんですけども、見直さんならんというような意味合いも含めた中の今の若もの広場についてのご意見の答弁をいただいたと解釈するんですけども、悲しいかな、町長の任期はあと一月半ほどしかないわけですよ。どういう形でこのことを反映していただけるのかということがすごく不安であるわけですよ。今までの間に何回も申し上げてもなかなか応じていただけなかったのが、あと残すところ任期二月ないわけですから。そんな中で、今、日置川事務所と話ししていきたいというようなことなんですけど、日置川事務所の所長も3月で定年なんです。また一からなんです。そういったところ、物すごく無駄というんじゃないですけど、時間のロスが多過ぎるように思いますし、もうち

よっとやっぱりスムーズに物事を進めてもらえないのかということをおもったりするわけですね。ただ、今、町長からいただいた答弁がやっぱり前向きな答弁いただいたので、どの辺までを次の町長さんになる方に引き継いでいただけるのか。ただ、町長が再任されれば、これほどいいことはないでしょうし、選挙は水もんですし、わかりませんので。だから、その答弁に求めることには難しい話なんですけど。やっぱり何がしかの方向で、今のあなたの思いを伝えてもらいたいなと思ったりするわけです。

それと、私は一番思うのは、国体を成功させなければならないというような思いで代替施設の建設を後にしてでも、理解と協力をした日置川地域の住民の意図するところをどのように思われているのかなということですね。もう少しみ取ってもらいたいなと思うわけです。先ほどの教育次長の話であつたら、木で鼻をくくるような話ですやん。そうしかとれないんです、私は。そういうことが、今後の行政をやっていく上で、用地の問題であつたり、事業を進めていく上で、ああいうような考え方を持たれてたら、なかなか事業というのは前に進まないと思うんです。その辺も含めて、いま一度このことについて答弁いただけたらと思います。

#### ○議 長

携帯が2回着信音がありました。再度、携帯の確認をお願いします。

番外 町長 井潤君

#### ○番 外（町 長）

日置川地域のみならずですけれども、やはり白浜町全体のこれから地域の振興策、あるいは活性化ということについては、当然皆様とともにこれからも取り組んでまいらなければならないというふうに思っております。とりわけ、この担当が変わる、あるいは町長が変わるたびにまた振り出しと、一からということになってはいかんと思っておりますので、そこはきちっと、担当課の職員が退任するにしろ、退職するにしろ、しないにしろ、きちっと引き継ぎをするということと、それから新しい今度首長が責任を持って地域振興について、特に日置川地域のことについては当然真剣に考えていく必要が私はあるかと思っております。

白浜町におきましては、この日置川地域は特に過疎地域の自立促進計画というのが、今皆様のお手元にも行っているかと思えますけれども、ございます。それはなかなか表面的な、具体的なことも含まれておりますけれども、それ以外のこともまだまだこれから議論をして具体的な取り組み、推進をしていかなければならないというふうに思っております。これは田野井地区だけではございません。日置の全域を考えたら、非常に広域な範囲になりますので、こういった高速道路とかあるいは今の自然を生かした日置川地域の利便性、そして魅力をもっともっとPRしていけば、そこが新たな大きな日置の地域の活性化につながるのではないかなというふうに私は思っております。いずれにしましても、この今の現状では教育委員会、そしてまた町当局がもっと一体となって進めていく必要があるかと思えます。決して今まで一体となってなかったわけじゃないんですけれども、やはり皆様方の、特に議員のお考えの中には、教育委員会と町当局、部局が、我々が余りうまくコミュニケーションが図れてなかったのではないかなというふうな多分ご質問といいますか、そういった疑問があるかと思えますので、そのあたりは今後、日置川地域の特に住民の方々、区長会の皆さん、そして、日置川事務所、そしてまた関係の皆様と一体となって、どうしてもこの日置川地域の活性化のために田野井に日置総合運動場と同じような規模の運動場が欲しいと、こんなこ

とをしていきたいと、町当局からこの提言があるのではなくて、地域の皆さんから具体的な声が大きくなって出てくれば、当然私としましては最大限の努力をする、最善の努力をする必要があるというふうに考えております。

現時点では、そのようなご意見ご要望は田野井区と近隣の一部の区からしかございませんので、町の方針としましては、先ほどから申し上げている教育委員会の答弁のとおりでございますけれども、やはりそういった具体的にこれからもう少し時間をかけて皆様方の、特に日置川地域の皆さん方の意見というのが本当に大きなものになってくれば、当然私どもとしましては、それを1つの大きな後ろ盾といいますか、根拠としまして取り組んでいかなければならないというふうに思っております。これは総合運動場だけの問題ではございません。もっとほかにもこの地域の課題というのがございますので、日置川地域のことにつきましては、皆さん、特に日置川流域の住民の皆様からは大変厳しいご意見もいただいておりますし、もっと公平にといいますか、旧白浜町と旧日置川町のことをもっともっと公平に平等に考えてくれというふうなご意見もいただいております。私もそれは真摯に受けとめて、なかなか今まで現場のほうといいますか、地域の皆様にご意見を聞く時間も余りなかった、あるいは聞く機会を持たなかった、これにつきましては私も真摯に反省をして、今後できればそういった地域住民の方々の声にもう少し耳を傾けていければなど、いきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外 (副 町 長)

先ほど三倉議員から西富田小学校の校舎で仮校舎をつくったために2億、3億が、言い方変えれば余分に要ったんじゃないかと。費用対効果の面ではどうなっているんだとのお話があったけれども、西富田小学校の建築につきましては、ご存じのとおり、建設委員会を地元、PTA、それから関係団体で組織して建築場所、建築規模等について長い年月をかけて検討してきて、あの場所に建ったという経過がございます。

いろいろ今おっしゃいましたけれども、西富田小学校の今の建設場所というのは、堅田地区、それから才野地区の中間点に位置しまして、その建設委員会でも新たな土地を求めて用地買収、それからそれに伴うインフラ整備等を行うについてどうのこうのというふうな議論があった中で西富田小学校の、旧西富田小学校、今建ってる場所が最適地であるというふうなことで決定をいただいたもので、それをしますと、どうしても先ほど教育次長が申しましたように、300人以上の児童をどこで勉強さすんだと。仮校舎しかないなというふうな状況で設置したものでございますので、委員さんもいろいろその中で検討していただいた結果、あの場所に設置したということでございますので、2億、3億円が費用対効果の面から見ればどうなということには、私は当てはまらないのではないかとこのように考えております。

○議 長

2番 三倉君 (登壇)

○2 番

だから、そういうことだから費用対効果というのはタブーだということを私は例として言ってるわけです。

そういうことだから、今言う日置川地域において費用対効果がないからというような言い方の答弁してるじゃないですか、次長は。だから、僕はそういうことを出したんですよ。だから、教育には費用対効果というのは絶対にタブーなことが多いんですよ。それをどこまでどうするかということの中で、行き過ぎたような答弁と私は思うから、そういうことを申し上げているわけであってですよ、何も、だから、冒頭に言ってるじゃないですか。失礼な質問かも知れないけどということで申し上げてるじゃないですか。そういうことだったらどうなということ言ってるわけ。それは、今、副町長がおっしゃったようなことであるんだったら、日置川地域の若もの広場についても、そういうこと目で見れることもあるんじゃないかということをお願いしているわけですよ。答弁は要りませんよ、私。だから、それで私この質問一応、この質問については終わって、次の質問に移りたいと思うんですけど。

**○議 長**

答弁を求めておきます。

番外 教育次長 寺脇君

**○番 外（教育次長）**

何度も何度も申し上げておりますとおり、費用対効果については、議員さんの意見の中からそれをやはり考えて進めるべきやというご意見をいただいております。やはり議員さんからいただいたご意見を真摯に受けとめて、そういう形で整備のほうを考えていくというのがやはり行政としてのやり方ではないのかなというふうに考えてございますので、こちらが費用対効果、費用対効果と繰り返し言っているわけではございませんので、そこだけお間違えのないようお願いいたします。

**○議 長**

以上で1点目の日置川地域の若もの広場についての質問は終わりました。

次に2点目の住居表示についての質問を許可します。

2番 三倉君（登壇）

**○2 番**

次に、住居表示についてお尋ねしたいと思います。住居表示についての大きい項目なんですけども、このことについては、旧白浜町の大字の表示のない地番地域での実施についてを申し上げているわけです。この件の質問につきましても、さきの質問同様、何回となく行っているところですが、なぜ、どうして住居表示に取り組まなければならないのかというようなことを何度となく申し上げているわけでありまして、いま一度申し上げたいと思います。

大字地名のない旧瀬戸鉛山村の地区内にあつては、住所の表示において、大字も小字の記載もなく表示されているわけでありまして。そのために現地の所在地について、大変把握しづらいというのが現状ではなからうかと思うわけでありまして。いま一つは、その山地番というんですか、割と地番の大きいというんですか、1000番台、2000番台というような地番になるんでしょうけども、そういった地番の土地については、開発されて分譲化され、平地地番と山地番が入り組んだ状況の中で、山地番については分譲地とされたために、また分譲に際しては一括して分譲したところが少ないために、隣接している地番についても番号順に並んでいないというような形で、このような状況になっているのではなからうかと思うわけでありまして。

例えて申しますと、これも今回で2回かな、3回目の質問というより説明になるんですけども、大浦の交差点のところであります。交差点と接する土地の地番が3778番、3779番、3780番と並んであるんですけども、その隣に隣接する3780番1という土地については、隣接している土地が3221番の11という地番であったりするわけです。また、その土地から1メートルほど小道を挟んだ向かいの地番については、2679の22という地番であったりするということわけです。こういう状況の状態というんですか、状況というんですか、そういう箇所が随所に存在するわけです。

また、土地の開発等で枝地番が非常に多いわけです。分譲開発でですね。そんな中でその枝地番、何番地の幾つという、その幾つというのが枝地番になるわけですけども、その枝地番が100筆を越える地番がかなり多く存在しているというのも現状であるわけです。その分筆した枝地番が、結局その分筆どおりに、順番どおりにしなくてするものですから、その団地の中でも、結局その枝地番の所在が把握しづらいというのが現状であります。

また、そういった中で、いま一つは、字瓜切2926番の土地なんですけども、この土地についての枝地番が1,150筆あるわけです。それから、字瓜切の2927番の土地に至っては、枝番が2236番までであるということなんです。

この2927番に関わる土地の枝地番の範囲は、膨大な範囲であって、この役場から少し東側上にある芙蓉台の番地がありますよね。その芙蓉台の西側の分譲地の部分からも2927番の枝番があるわけです。その枝番がそのあたりでは空港の進入灯橋梁のあたりにかけてずっと続いているということです。それだけではなく、平草原駐車場の周辺も2927番地の枝番があるわけです。

まだまだありまして、西側の西の端というんですか、西の隅のその北側の部分というのは、その2927番の枝番というのが千畳敷あたりまで続くわけです。千畳敷から県道南に下ってきて、三段壁の交差点あたり、そのあたりも2927番の枝番があるわけです。それから、さらに下ってきて、鉛山橋、また白石橋南交差点、そのあたりも2927番の元番の中の枝番がつく土地なんです。さらには、まだ白浜コスモスの郷あたりまでその2927が続くわけです。その白石橋南交差点から、また今度反対に東向いてというんですか、あの交差点から空港に向いていく道路ですけども、そのあたりについても道路の両サイドが2927の土地なんです。その道路の北側には、大きな分譲がありますよね。南紀白浜台という名前の分譲地ですけども、そのあたりの中の全てが2927番です。あの団地の中でいったら、100筆ききませんよね。それが先ほどの話じゃないですけども、結局順番に分筆されていないものですから、1番地が右のほうにあたり、今度100番地がといったら飛んだような話にあたりというような格好でしてるわけです。大変そういう1つの団地の中でも場所の把握がしづらいような状況にあるわけです。

今のその南紀白浜台の分譲地ですけども、それを越えて2927番の枝番が馬の一原トンネルまで続いているわけです。また、その三段壁交差点のあたりは、今度平草原へ上がっていく道がありますよね。あの周りが全て2927番なんです。それから少し上へ上がったところで、北側にも2927番の枝番地の土地があるというのが実態なんです。

2927番が一番ネックになるわけですけども、そういうふうな場所の所在がつかみにくいところであるわけですけども、まだまだほかにもそういうようなところがありまして、一番大きいところを申し上げたわけですけども。ほかのとは、これほど大きくないんです

けど、でも、ここの地番1つとってもそれだけ所在がつかみにくいということですね。

こういうことを住居表示で字をつけるか通称名をつけるなり、そういうふうな形の中で、住居表示で何丁目何番地何号までいかななくても、そういうような格好の中でやっぱり行政を進めていくべきではないのかと。

やっぱり、今、皆さん聞いただけでもすごいなと思われると思うんです。もちろん存じ上げている方もいらっしゃると思うんですけどね。だから、そういうことでやっぱりふびんさというのと町行政の事務の作業面からもあって、そういうことを再三申し上げているということであるわけです。

今申し上げていることについては、行政における作業面であるとか、住民サービスの面であるとかというようなこととか、また、観光面からであるというようなことも再三申し上げているわけでありまして、やっぱり早急に、長年の課題というんですか、長年そういう格好で来ているわけですが、だからと言ってそのままほるわけにもないものでしょうし。やはり、早急に取り組んでいくべき課題の問題ではなからうかということをお願いしているわけです。

この問題をするにあたってですけれども、目に見えない経済効果というのはかなり大きいと思うんです。例えば、今申し上げた場所、地番であらわしていたらわからないのなら、それを住民がどこやろうというていたら、くるのに5分、10分かかったら、時は金なりではないですが、やっぱりその時間の消費とそういう浪費を生んでいることを経済効果にすれば、すごいものになるんじゃないかなと思うわけです。それは、やっぱり役場の職員方の仕事、事務能力だけじゃなしに、町民全体でもそういうことがかかってくるのではないかなというように思うわけでありまして。そういったことを井澗町政に期待をかけて再三申し上げているわけでありまして、なかなかもって進んでいただけなかったというような形であります。

昨年27年3月の議会の質問に対する答弁では、町長はこのように答弁していました。任期中に住居表示について何らかの方向性を示したいと答弁されたわけです。その後、その方向性のことについて何ら話もなく、取り組みについても当局から誰からも何の話もないものですから、昨年の12月の議会でも一般質問し、申し上げたわけです。そしたら、そのときの答弁として、事業の必要性は十分認識しているところであるが、長期にわたる事業であり、人員的な配慮は将来的に多額の費用を要するといったことも踏まえ、今後検討していきたいということで、少し後ずさりするような答弁に変わっているわけです。そういった答弁の中で、先ほども申しましたけれども、町長の任期はあと2カ月ないわけです。そういった中で、するんか、せんのかということじゃなしに、何でできなかったのかということと、取り組む意思があるんか、ないんかということですね、答弁ではそういうのをいただいているんですけど、後退した答弁の中で、今度どのようにこのことを考えているのかということ、ある程度は続けてもらわんと、町長がかわっても、町長が再任されても、やっぱり取り組まなければならない問題と思うものですから、その辺の答弁をいただきたいなと思います。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

住居表示に関しましては、以前より再三ご質問をいただいております。私としまして



も、当然この取り組みの必要性は十分認識しており、できるだけ早い段階で何らかの形をお示しするために事業全体の緊急性などを考慮した上で検討してまいりましたが、現在のところ、そうした状況に至っていない、結果が出せていないというのが現状であります。

住居表示の取り組みにつきましては、議員ご指摘のように、旧白浜町の大字の表示のない地区における地番の複雑化は、生活上あるいは行政の仕事を進める上でも不便であることは重々承知しているところであります。しかしながら、新たな事業の着手になりますので、どの部署が担当するのか、どのような職員をどの程度配置するのか、他の事業の進捗状況なども考慮し、進めていかなければならない課題だと思っております。

また、各職員の担当業務も大変幅が広く、単に住居表示に関する業務を追加することは、既存の業務のある中で単に業務量を増加することになります。過度の負担を強いることとなりますので、組織のあり方も含めて、専属職員の必要性など、体制のあり方についてどうすべきかの検討が必要であります。任期中に方向性を出すことは困難であります。皆さんご存じかと思いますが、第一次白浜町長期総合計画、この中にも住環境の整備と充実という項目がありまして、住居表示整備事業の推進が掲げられております。今後、平成28年度におきましては、近隣で実施している田辺市や上富田町の事業実施に伴う経緯や課題、そして実施区画の現状、実施方法等について調査を行いたいと考えています。本事業につきましては、各市町により、取り組み状況や課題はさまざまであり、白浜町における現状との比較、そしてまた実施体制づくりなどを総合的に検討して判断をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今の答弁聞いたら、町長もう1回上がってもらわなあかんというような感じもするんですけども、それは私が決めることでもなしに、町民が決めることなんですけども。

やっぱり町長がなってもならんでも、このことは進んでいってもらわんならん話もあつたりしますし。それと、今言った答弁いただいたんですけども、その今いただいた答弁というのは、私は前の質問のときに、半年前にそういう質問をしているんですよ。人員についても少しできる人とサポートする人と2人が余ったらその人で調査の段階までできるわけです、準備室のような形で。そういうことも提言申し上げたわけです。人をどうすんなということだったときに、今の総務の中ででもやれる話、人をどうすんなというような話になったときになったら、国体終わったらその人が3人4人余るから、その人も補充できるんじゃないかというような提案までも、踏み込んだ話で大変失礼ですけど、申し上げてたわけですよ。そういった中でずれ込んでいるような話ですけども、やっぱり町長が変わるからどうこうというて答えられにくいところでありましょうけども、やっぱりその町全体として取り組まなければならない問題として、課題として見ていただきたいなと思うんですけど、その辺どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、三倉議員からご指摘いただいた点は、私もやはり町当局におけるトップとして、まだま

だ考え方が少し後退した部分がございました。ですから、これはもう1回再度今ご指摘いただきましたご意見、そしてまたご要望について、ご質問について町当局として何らかの形で結果が出せるように町全体として取り組めるように必ずこの任期中に指示をさせていただきます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

残された時間ですけれども、十二分にそういうことをしていただくことを期待して、私はこの質問を終わります。

○議 長

以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11時30分 再開 13時00分）

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日は、13番 玉置議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思えます。

なお、明日の開会時間は午前9時30分ですので、よろしくをお願いします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

引き続き、一般質問を行います。

14番、丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。湯崎地区漁業振興施設についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

14番の丸本安高です。議長から質問の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

湯崎地区漁業振興施設について質問をいたします。同施設、施設運営調査の中身についてお聞きしたいと思います。

湯崎地区振興施設フィッシャーマンズワープ白浜の施設運営分析調査報告書が昨年11月18日付で当町に届けられ、同施設運営の状況の分析がなされております。その分析によりますと、町の指定管理施設として町からの指定管理料の支払い、温泉利用料等の負担等について、相当のバックアップが必要になると考えられますとあり、また、これまでの施設の運営を見る限り、指定管理制度の運用において、1つ、他の自治体の例ではほとんどの設備、備品等を行政側で用意している例が多いにも関わらず、指定管理者に多額の開設費用を負担させている。2に、仮に1の負担が当初の合意であっても、平成25年度の経営状況を把握

しているにも関わらず、翌年度以降の指定管理者の負担を多くふやしているとしております。

そこで質問であります、白浜町漁業振興施設運営分析調査報告書の指摘の中に、指定管理者への相当のバックアップが必要であるが、これは当初の協定書の中に負担、支援、赤字を補填する条文が交わされているのでしょうか。ご答弁を求めます。

**○議 長**

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

**○番 外（町 長）**

ただいま丸本議員から湯崎地区漁業振興施設についてのご質問をいただきました。

ご質問いただきました湯崎地区漁業振興施設フィッシャーマンズワープ白浜につきましては、昨年11月の全員協議会において、その運営状況や運営分析調査の結果とそれらを踏まえた今後の取り扱いについて説明させていただきました。そして、本年に入り、何回か開催させていただきました全員協議会において、町としてのバックアップの方法案を説明し、議員の皆様からいただいた意見も踏まえた上で、本議会へ必要な予算の提案をさせていただいているところでございます。この施設は漁業振興だけでなく、そこを通じて地域活性化につながることにより、白浜観光の拠点となる施設であります。そして、漁業者の就労の場となる施設として、漁場を提供していただいていた経過がございます。地域の漁業者も、観光白浜の繁栄が、その地域に住む漁業者の幸せにつながるとの思いでこの事業に協力いただき、ようやく地域に灯をともしることができたのではないかと思います。にもかかわらず、現在のような状況に至っていることにつきましては、町民の方々、それからこの事業に携わっていただいた方々に対しまして、改めておわびを申し上げる次第です。

ご質問の内容につきましては、さきに町で行いました白浜町漁業振興施設運営分析調査の記述で、指定管理者への相当のバックアップが必要であるとされているが、これが協定書の中の条文的にはどのようなになっているかという趣旨であると思っておりますので、担当課長から答弁、説明をさせていただきます。

**○議 長**

番外 農林水産課長 古守君

**○番 外（農林水産課長）**

協定書の中に負担支援、赤字補填する条文があるかとのことでございますが、これには幾つかの方法があると思えます。まず、わかりやすいのは指定管理料でございます、これは基本協定の第11条第1項で、町は管理業務の実施に要する費用として、予算の範囲内で指定管理料を指定管理者に支払う旨がうたわれており、同条第2項の規定によります年度協定の第3条でその額がうたわれているところです。そして、同条第3項で損益が生じた場合、町は指定管理者に補填をしないとうたわれております。また、基本協定にはこのような条文がございます。第12条、本業務の実施する上でやむを得ない事情が生じた場合は、甲乙協議の上、甲は前条第2項に定める指定管理料の額を改定することができる。これは指定管理料の額の改定についてうたっている部分です。それから、指定管理料以外ということであれば、基本協定の第17条にリスク分担として、本施設の管理業務に関する負担については、仕様書にあるリスク分担表のとおりとする。2、前項に定める事項に疑義が生じた場合、または前項に定める事項以外の不測事項が生じた場合は、甲乙協議の上、負担を決定する。第

43条に疑義の決定等として、管理業務に関し、事業が変更したとき、または特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定を改定することができる。第44条に協議事項として、この協定書に定めのない事項に疑義が生じたときは、関係諸法令に従って、甲乙協議の上、善処するものとするというふうな条文がご指摘の部分になるかと思えます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

年度協定の中で、3条の3でしたか、決算時において損益が生じた場合、負担をしないで、赤字負担をせんというのが年度協定の3条にあるという説明であったように思いますが、それでよろしいですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

年度協定の第3条の第3項ですね、損益が生じた場合、町は指定管理者に補填をしないということになってございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次に行きます。

フィッシャーマンズワープ白浜の管理に関する協定書のほかに、契約書等による支援負担を町が行われる、このような契約が交わされている契約書なんかありますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

協定書のほかに覚書、それから契約書、こういったものについて支援、負担を町が行うというふうな条文は交わしてございません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次に、この報告書では経営利益において、1,550万以上の赤字が見込まれるとなっております。このように赤字が見込まれる場合、赤字補填、町の財政支援を町が負担、バックアップする、赤字の場合ですよ、バックアップする、こういう契約は交わされておりますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご指摘の部分でございますが、条文がなくとも指定管理者の制度の趣旨として施設運営におけるパートナーである指定管理者との十分な理解、協力体制のもとでそれぞれの力を協働させる必要がありますので、施設の役割を十分果たすようにするため、町も必要な負担は行わなければならないというふうに考えてございます。協定書の中に違反という部分につきましては、協定書にそういった項目がなければ、先ほどの協議によりその協定を修正して必要

な負担等々を行うということも可能であると認識してございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

先ほど町長のお答えの中で、1回目の質問のとき、今議会で予算計上と、この2,612万3,000円でしたか、計上されておりますけども、私は年度協定の中で財政的な補填をしないという、そのような条文が第3条にありますね。これ、負担するのは、赤字が出た場合の財政負担ということは、年度協定の第3条に抵触するのではないかと、このように思うんですけども、その点いかがですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

赤字の補填であるというふうなことになるかもしれませんが、先ほど言っていた第3条第3項のほうに抵触ということにはなるとお思います。ただ、私どもは、これは赤字の補填ではなしに運営に対する負担というふうなことで理解してございますので。ただ、仮にそれが赤字補填ということになりましても、私ども、町議会の皆様にこのようなこと、制度の趣旨、そういったものを説明させていただいてございますので、当然協定書というのはそういった説明も全て把握した中で相手方との約束事でございます。ですから、先ほど説明させていただいた疑義の決定とか、協議事項、こういったところの中で協議をさせていただき、中には協定書の中身も変えられるというふうなこともうたってございますから、そこは適宜、相手方のお約束事として協定を交わすもんですから、まず予算なり何なりそういったものがなされた後、そういったことの協定の変更をして、当然それは協定の抵触ということはないというふうなことになるのが通常であると理解してございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

先ほど町長の、今議会で2,612万3,000円上げてあるのは、これは赤字補填ではないと、こういう説明であったように思うんですけども。

再度お聞きします。これは赤字補填ではないんですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

赤字補填でございませぬ。ただ、赤字補填の場合ということでお聞きをされたので、そういったものを仮定してお返事をさせていただいたということでご認識をお願いいたします。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

平成28年2月26日の全員協議会の資料によりますと、白浜町湯崎地区漁業振興施設における初期投資費の町負担分と題して、費用負担の対象として1つ、町は指定管理者が負担している初期投資費用のうち設備、備品などの一部の負担金として、先ほど町長がおっしゃ

った予算2,612万3,000円を支払う。2つ、町が負担の対象として備品等については町が譲渡を受ける。このことは、平成25年に指定管理先が支出をした初期投資分を今年度の予算で賄うことになると思います。初期投資から3年近くたっておるとは思いますけども、今年度分で負担金としてそのようなことができるのか、今年度の予算で過年度に指定管理先が購入した備品や設備について、果たしてさかのぼり負担を支出することができるのか、支出できるその法的な根拠はどこにあるんでしょうか。町長の説明を求めたいと思いますけども。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

補助金や負担金は、地方自治法第232条の2、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる、の補助に該当します。補助とは市町村から他の地方公共団体、その他公共団体、公共組合、私的団体または個人に対し、行政上の目的のために交付される現金的給付とされており、このうち負担金については地方財務実務提要进行を参考にすると、法令または契約等によって大きく次の3つに分けられると解釈できます。1つは、特定の事業について、町が当該事業から特別の利益を受けることに対してその事業に要する経費の全部または一部の金額を支出するもの。2番目としまして、一定の事業等について、財政政策上またはその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているとき、その負担区分により支出するもの。3つ目としまして、任意で町が各種団体の構成員になっているとき、その団体の必要経費に充てるため、構成各団体に割り当てられた費用を支出するもの、このうち、今回のケースは、1つ目の特定の事業について町が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部、または一部の金額を支出するものになります。あくまでも漁業振興施設の運営という事業に対する負担金でございますので、さかのぼってというような解釈ではないと理解をしております。

○議 長

14番 丸本君(登壇)

○14 番

さかのぼってできると、これは負担金を初期投資分に、オープン当初、25年にオープン、7月でしたかオープンして、その年と26年度とかにも備品とか設備とか投資されておるか分かりませんが、要するに、初期投資分についての2,600万余りですわね、それで、3年とかあるいは2年とかさかのぼることになると思うんですけども、これは、そういうふうに今年度の予算をもって、数年前にさかのぼって予算措置をすることができるんですかねと。予算というのは、あくまで、繰越というのは、繰越明許でことし予算執行できなんだ分については繰越が、私も存じていますけれども、さかのぼって、今年度の予算で執行できると。補助金負担金の負担金、節19ですわね、やってるの。これはできるという、ここの法的な根拠はさかのぼって、また何年でもさかのぼれると、こういう理解されていると考えてよろしいんですか。

○議 長

14番丸本君に申し上げますけども、今回議案第42号で審議されていく議案でございますので、それを除いて考え方を質問していただきたいと思います。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

その点、どうなんですか。何年でも、何年でもと言うたらおかしいけども、何年間さかのぼれるんですか。

○議長

番外 町長 井瀬君

○番外（町長）

先ほどから申し上げておりますように、さかのぼってではないというふうな解釈になっております。私のほうは、当初、やはり初期投資の部分として、町として必要な部分を出すべきであったというふうに考えておりますし、この負担金につきましても、先ほどから申し上げてますように、予算措置がされ次第、その根拠となる契約等を当然締結する予定になっておりますし、協定書につきましても、この負担金の支払い等によりまして譲与を受ける備品等の取り扱いを新しい協定書の中に入らなければいいかと思っておりますので、現在の協定をあえて改定する必要はないというふうに考えてございます。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そのフィッシャーマンズワープの年度協定の中に補填はしないという説明がありましたね。そのようになっているのにも関わらず、補填ととられる平成27年度予算の計上は、支出する根拠がない予算計上であったんじゃないですか。支出すれば協定書にこれ触れるんじゃないんですかと。これ提案し直すべきであると思うんですけども、2,600万の部分ですよ。これ、通告書にちゃんと。今、いろいろ検討してもろたと思っておりますけど、その辺についてどうですか。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

逆に、協定書の中身というのは、お約束事を決めてからそれを修正するというのも可能でございます。先般から、例えばこの金額を相手方と話をするのに、仮定の話はできたとしても、そしたらこれを町の方でやって、協定書もそういうふうにして、これで大丈夫ですよということで、今回ここに提案するということではなしに、やはり今回予算措置をお願いしてまいりますので、そういったことで予算措置がされ次第、相手方と協議をして、それがその協定上そこに抵触するというふうになれば、その協定は相手方の協議等により、修正をさせていただいて、それで法的に問題がないというふうなことで取り扱いをしてまいるのが通常と思っております。

ただ、先ほどから町長も申し上げましたように、今回の協定書の件につきましては、負担金の支払いにより譲与をこの備品を受けたとしましたら、その取扱いは新しい協定書の中に入らばよいこととございますので、現在の協定書を改定する必要はないのではないかとこのように考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今の協定書を何も私は改定せえとか、したほうがいいんじゃないんですかと、そういうことは言うておりませんよ。今の2,600万計上されておるのは、これが協定書に触れるんじゃないかと。提案し直すべきではないのかなと、このような質問をしたわけです。協定書を変えとか、そういう質問はしておりません。

この負担をするんでしたら、節19で予算計上していますから、町長おっしゃっていましたが。この負担をするんやったら、節19でよろしいんですわ。しかし、負担をした後ですよ、2,612万3,000円のお金を節19で支出した場合、した後に、全協の資料で、譲与を受ける、このように説明されておりますわね。負担をして、その初期に買った38の数の備品とか設備を町が譲与ということは無償ということですよ、譲り渡すて、このように辞書に書いておりました、広辞苑に。これは、設備とか備品を購入するのであれば、18節で購入するわけで、予算措置して。そしたら、当初の2年ないし3年前にオープンのと時からこちらに購入した物品を今年度の予算で措置したら、18節でしたら、経年、何年かたってますから、金額が2,600万も出せん。ほんで、私はこの19節で予算を計上しようと思うんです。これでしたら、実際は負担して物を買ってあるんですから。負担したものを何か、設備についてや備品について、負担してただでもらうという、町がいただくということになってきたら、これは売買や。負担金を出して物を買ってもらうというのは、ただでしょう。これは売買や。それ何でそういうやり方をやったんか、ちょっと理解に苦しむ。ほんで、予算の中へあんまり深く入らんといってくれというから、私はあんまり、そういうことも言われたので、深く入りませんけども。

○議 長

議会の申し合わせによって合意のもとに進めているところですから、その辺きちんと守っていただきたいと思います。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

ほんで、これは売買じゃないんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

はい、売買ではございません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

無料で譲与を受けるという、無料ですね。無料ですか、有料ですか、譲与というのは。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

無料でございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）



○14 番

わかりました。了解しました。了解というよりわかりました。

先月の2月26日の全協の資料に、設備備品等の一部の負担金として支払うとある。このように書かれておりますわね。一部として支払うとある中、残りの初期投資費用はどれだけあるのか、今後残りの部分についてはどのようにされていくのか、ご答弁お願いします。あれ、38点で全てではないんですね。まだ残った分はどれだけあるんですかと。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

金額にしますと約1,000万円近く金額ございます。今回の対象にさせていただかなかったものにつきましては、軽トラックとか、初期の費用ですから、備品とかでないようなものもございます。それはホームページの作成料、それから発起人への報酬、それから融資を受けてございますので、融資の保証料、それから、これは備品的なものになるかもわからない看板、中の店舗の看板とかこういうものです。そういったものとか、あとはその他少額のものがございます。それで、今回は町が初期に指定管理者が負担している投資費用のうち他の町が指定管理を行っている施設並みに扱うのであれば、町が用意しておいてもよかったというふうなことなんですけど、ただ、予算不足等により指定管理者側に支出をいただきました。それで、これまで使用してきましたそのようなものの設備、備品を全てを対象としてございますので、残りの1,000万程度の費用につきましては、当然指定管理者側で負担していただくべきものであるという金額、備品等々でございます。したがって、今後、その負担をするというようなことは考えてございません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

同日の2月26日の資料に、指定管理者が負担している初期投資費用とあり、負担の対象としては備品等については、町が譲与を受けるとなっております。負担金を出し、譲与を受けるやり方は、買ったことと受け取ることもできると思います。初期投資後、数年たち、減価償却が進む中、町のやり方が私には理解できない部分もあります。

再度町長にお聞きしたいと思います。

このやり方は、赤字の補填ではと思うわけでありまして、再度町長どうですか。赤字補填ではないと言い切れますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどから、これも全協でもご説明申し上げているところなんですけれども、今回の初期投資費用の町の負担につきましては、先般の全員協議会でもお話をしておりますし、その中にも書かれております費用負担の対象というのは、町は指定管理者が負担している初期投資費用のうち、設備、備品等の一部を、一部の負担金としてということで、その金額が2,600万円近くの部分でございます。この2つ目としましては、当然先ほど申し上げていましたように、町が負担の対象とした備品等については町が譲与を受けるということでございま

す。

いずれにしても、この施設の運営におけるパートナーでございます指定管理者との十分な理解と協力体制のもとで、どうすればこの施設運営が安定するかという観点に立って、町といたしましても初期の段階で足らなかった負担を行うものでございます。決して赤字補填というような認識はございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

町長、先ほども私申し上げましたけど、町のものにするんでしたら、譲与ではなく、数年減価償却もある程度してると思います。このような中で、初期に買い入れたこの値段で、その値段に対して負担するんでしょう。これはもう3年程度たった物品に対して、ちょっと理解に苦しむんですわ。これは19節で負担するより18節の備品購入費でこれ予算措置しとくべきやったんじゃないんですか。それは、これをすると、18節で備品ですと、2,600万より大分下がりますけども、これは中古になった品物を価格は低くなりますけども、それは町が購入したという形にできるでしょう。そしたら、町長、2,600万も出せませんけど、そうなった場合、この19節でこういう予算措置した場合、この価格差というのが出てきて、これ、もしかして住民監査請求でもされたときに、町が被害を受けたと、高いもんを、そこまで値打ちのないもんをそれだけのお金を出して買った。そうなった場合、賠償の責任が出てくるんじゃないですか。私はそれを危惧してるんですよ。だから保険に入ってるか知りませんが。そういう話ではないんです。

ほんで、19節でやったのが苦肉の策やったと思うんですわ。これ、負担金、2年前、3年前に指定管理者が買ったその金額を何年かたって町が負担して、それをもらうんでしょ、いただくんでしょ。そういうのは世間一般で通るのかなと思って、ちょっと心配しますわ。どうですか、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

町の負担する対象物につきましては、先般皆様にお見せしておりますし、お示しをした中で、やはり少なくともこの中身はもちろん我々のほうで精査しました。消耗品とか備品というのは分ける必要があるというふうなご意見もございましたし、当然減価償却の部分もございますので、その辺も引いた中で、考えた中で、考慮した中で今回の数字といいますか、金額になってきておるわけでございます。当然この中には今までの33カ月分ですか、納付金のほうも当然引かせていただいておりますし、具体的にはまだ詳細につきましては、きょう全て申し上げられませんが、この金額の中身については、今までの現状、備品等の取り扱いですとか、状況を踏まえて最終的に精査した上での提示となっておりますので、決してこれが不当な金額だと、あるいは備品だということは考えておりませんし、我々のほうでも十分精査した中で提言をさせていただいているものでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

その認識の違いというたらそうなんですけども、余りにも私は町のやり方がちょっと理解に苦しむんですわ。そのことだけ申し上げておきます。

同じ全協の資料によりますと、負担する備品等について、指定管理先の和歌山南漁業協同組合様が負担した初期投資費用とあります。この和歌山南漁業組合様に備品台帳とかあると思うんですけども、これは和歌山南漁業さんの持ち物である、この台帳、このようなものを確認されておるのでしょうか。負担金を出す以上は、その辺どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご質問の趣旨は、これは和歌山南漁業協同組合の持ち物であるか、それかその他の中で組織的に運用しているような方々の持ち物であるかというふうな趣旨のご答弁をさせていただくということでしょうか。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

いや、この2,612万3,000円、これを負担するんですね、買ったときにさかのぼり。それを指定管理先が初期投資した費用の分を町が今年度の予算で負担すると。この備品とか設備とかについて、指定管理先というたら和歌山南漁業協同組合様と、このような認識をしておるんですけども。この備品について負担、あるいは設備について負担、この持ち主は指定管理先と書いてますけども、そのように指定管理先と書いてますわね。指定管理先が負担し購入した分について、今度今年度の予算で出すと、支出すると。この確認をされてると思うんですけど、されとるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、指定管理者からの考え方がいろいろあると思いますが、町といたしましては、指定管理者、和歌山南漁業協同組合というのは、その組織全体を指して和歌山南漁業協同組合というように考えてございます。ですから、これまでもそういった議論は議会の中でも何回かさせていただきましたが、運営を担当しております準組合員の運営会社、こういったものも含めまして和歌山南漁業協同組合という理解をしてございます。したがって、和歌山南漁業協同組合の備品台帳の確認というところまでは至ってございませんが、これらの物品につきましては、現指定管理者和歌山南漁業協同組合、そして、その組織の中でその施設の運営を担当しております運営会社、そういったところに現に負担をいただいているものでございます。

それで、実際に、この備品がどちらのものになっているか、費用を負担したのは確かに運営会社が負担していると私は認識してございます。ただ、今の取り扱いが果たして漁協本体の備品になっているのか、運営会社の備品になっているのか、その辺は私も余り関わる必要ないかなと思ってございます。あくまで指定管理者である和歌山南漁業協同組合の組織全体の中でお持ちをいただいているものでございまして、それで実際にこの負担金に相当額を向こうに負担していただいております。ですから、この費用を町が負担した場合、その

後の実際にこの負担金を支払った際の約束どおり取り扱いをいただけるのであれば、どちらの所有であっても問題がないということで認識してございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

確認しておきますけども、この備品、あるいは設備の所有者というのは把握できてないと、こういう認識でよろしいんやな。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

和歌山南漁業協同組合の組織において所有していると把握してございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

全体として、運営会社あるいは漁協さん、どちらが持つてるか把握できてないと、こういう理解で。全体としてですよ。先ほど全体として、運営会社、また和歌山南漁協という話、和歌山南の中にその運営会社があると。こういう理解でよろしいんやな。

ほんで、この運営会社の備品か漁協さんの備品かも把握できてないということやな。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この備品につきましては、費用の負担は運営会社のほうで負担してございますので、通常でありましたら、当然運営会社が負担しているというふうなことになると思います。ただ、私も漁協の備品台帳まで確認しておりませんから、その中にそのものが載っておいたらどうなっているんだということもございますので、このような答弁をさせていただいた次第でございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 13時42分 再開 13時51分）

○議 長

再開します。

13番、玉置君の一般質問を許可します。玉置君の質問は一問一答形式です。まず1番目の太陽光発電パネル設置の問題点の質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

この質問は12月議会でもさせていただきました。そして、今の状況は町長選も控えながら、町長に質問するというのもちょっとあれなんですけれども、やはり行政の連続性という中で、その皆様方の考え方をお聞きしたいなど、このように思っています。

まず、この太陽光発電についてでございますけれども、メリットの部分、今、あちこちで太陽光が設置されております、パネルが設置されておりますけれども、この設置することによって、地域が得るメリット、このことはどのようにお考えでしょうか。

○議長 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井瀬君（登壇）

○番外（町長）

ただいま玉置議員から太陽光発電の設置のメリットということでお話をいただきました。

議員もご承知のように、太陽光発電等この新エネルギーの活用につきましては、東日本大震災以降、東京電力福島第一原発事故以降、原発に依存しない安全安心のエネルギー社会の構築というものが国を中心としまして、大きな動きとなっております。太陽光発電についてもその中の1つとして注目されておまして、現在さまざまなのが普及しているところがあります。

この設置した後のいろんな管理とか、あるいは景観等につきましては、全国的にも問題となっている地域があることは承知しておりますし、把握してございます。当町におきましても、観光地というふうな観点からもいろいろなご意見があるということは十分理解しております。このメリット、そしてデメリットという、この観光地としてのこの辺の部分を今現在であれば、まだまだ白浜町の中で少ないといえますか、まだ目立ってはいないんですけれども、少しずつこの太陽光パネルが設置されたり、民間のレベルでも各地にできつつあるというのが現状かと思えます。

やはりこの景観上の問題等が当然観光地としては考えなければいけませんので、仮にこれが余り景観上、景観を損ねるようなことがあれば、これはマイナスになりますし、イメージのダウン、イメージを損なうことになりますので、これはデメリットだと思っております。しかしながら、メリットとしましては、やはり安定したこの電力の供給ということもできますので、この辺は自然エネルギーへのシフトの中で、これはいろんな組み合わせが必要かと思っておりますけれども、特に太陽光発電だけではないんですけれども、自然エネルギーへの、代替エネルギーへの転換といえますか、これも必要になってくるというふうに思っております。これがメリットの1つではないかと思っております。

いずれにしましても、太陽光パネルの設置に伴います太陽光発電については、やはりこれからいろんな意味、観点からメリット、デメリットをきちっと整理しながら、検証しながら進めていくべきものであるというふうに考えてございます。

○議長 長

13番 玉置君（登壇）

○13番

それでは重ねてメリットの部分で、私の側聞にするとところによると、税制面で少しメリットがあると、このように今お聞きしたことがあるんですが、その辺のことの少し詳しい答弁をしていただけますか。税制でどんなメリットがあるんでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

太陽光発電については、固定資産税、その中でも償却資産として課税の対象になってまいります。耐用年数が17年の償却資産ということで課税されることになってまいります。例えば1,000万円のソーラーパネルを設置した場合なんですけども、これが17年間で税額を計算すると、大体76万円という額になってまいります。ですから、もちろん償却資産として設置されれば、固定資産税はかかってくるということになりますので、税制面だけで見れば、その分は単純にプラスというふうになってまいります。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

そしたら、17年間償却、それでトータル76万円と。七十数万円、1,000万円の投資で。それでアバウトで70万。17年でという意味ですよ、1年間で七十何万あるというわけではないですね。そのときに、例えば設置した場所が農地であったり、山林であったりすると、いわゆる雑種地という形になりますので、その固定資産税が上がると、こういうふうな図式であります。

しかしながら、デメリットという部分を言わせていただきますと、自然エネルギーで町長はそのメリットが、原発の事故があったために、そういう再生エネルギーが国の方針としてそういうふうに打ち出されているところでもありますけれども、これは電力会社の方に少し詳しいことを聞くと、例えば太陽光発電は、きょうみたいな曇りの日は余り発電しない。けど、電気ついてますよね。これは、どこかから調達してくるんですよ。太陽光エネルギーの光が電力がここに来てるんじゃないんです、きょうみたいな曇りの日は。別の施設で稼働したのがここへ来てる。しかし、太陽光は使い捨てですから、発電したら蓄電できない、使い捨てなんです。だから、それを真っ先に使わないといけない。しかし、いざというときのために予備の施設を置いとかならん。もう二重手間なんです、これ。そういうところのデメリットはあるなというのと、やはり景観の問題ですね。

今、非常に、テレビでも私12月に言うたときは、北杜市のもでしたけれども、景観の問題をテレビでやってみました。桂浜ですか、高知の桂浜を海向かいに臨んだときに、左手の山の稜線ですね、そこに3,000枚から5,000枚のパネルが設置されるんだという話を取材をしておりました。それをとめる手立てがないんです。

今、白浜町で先日、保呂の中間処理場の近くで個人の山を所有している方が、自分の山にパネルを設置したいんだということで少し山を切ったりなさっておったらしいんですが、大雨のときの排水の状況が不透明だということで、住民の方が、ちょっと排水のことを考えてくださいねということになったときに、それで今やめてるらしいんですが、それは、地元の方が設置したから、地元に住んでる方が地元の方とのもめごとは嫌だから、それはやめたと。しかし、今問題になっているのは、多くのメガソーラーというような、大きな投資をして発電する、それを電力会社に売る、都会の会社が田舎に来て、そして開発をして。だから、都会の会社の方は、もめごとの中で山を削って、その山の下に住宅地がずらっと帯状に、小山があって、山の麓に住宅地がずっと帯状になっているんですが、その山のてっぺんを削

ってメガソーラーをするというこの事業が今進んでるらしいんです。そして、地元の方々は、雨降ったら大変だから、ちょっと排水だけでも考えてくださいと、設置はとめられないから、いわゆる書類さえ整えばできるんです、山削って、自分の山にしてね。書類さえ整えばできる。しかし、その住民の方は、排水のこと、大雨が降ったときに土砂崩れなり、鉄砲水なり来ると怖いから、そういうところを業者に、地元じゃないんですよ、都会の業者に訴えたけれども、聞く耳を持ってくれない。これは地元に住んでないからですよ。単なる開発に来ている。

そういう中で、今、白浜はなかなかそういう大手のところは進んでいません、現実。しかしながら、ビーチゴルフというのが田辺市と白浜町にまたがったところにあるんですけども、そこにはパネルを設置するんだというような方針であるというふうなことはお聞きしたことがございますが、現在は進んでいません。何でかなと、こういうふうに、僕はその辺が日照時間も長いし、その辺がちょっとわからないんですけども。想像によると、こっちで発電したものが白浜町で使われるということは限りません。こっちで発電して中央へ送って行って、その送電の間に恐らくロスが出るのであれば、大都会の消費地に一番近いところでメガソーラーしたほうが有利やからね。わざわざ紀南の端くれまで来んでもかなと。だから助かっているのかなというふうに自分で独断で想像しているんですけども。

そういう中で、やはりいろいろ問題点が出て、大きなところが小さい、例えば家の屋根につけるとか、そして自分とこの家で消費するとか、そういうことにおいては、私は余り何ら、あんまり問題がないのかなと思うんですが、余り大きな施設が来たときに、その太陽光パネルからの反射であったり、治水であったり、そういうところが、そして環境の破壊といえますか、山を切るんだから、環境の破壊になるんでしょうね。そういうところが僕は考えられて、そして、またその電気は地元で使用するんじゃないありません。全て都会に持っていくわけですよ。この辺やったら関西電力に売るんですから、関西電力がどこに使うかというような話は、白浜町で発電したらから、白浜町で使いよしよ、そして、電気代を安くせよという、そんな話は聞いたことないので。

そんな中で、ぜひ今白浜町に開発がなされる前に、これは法律的にとめるすべはございません、今のところは。しかしながら、仮称太陽光発電パネル設置審査委員会ですとか、こういう委員会なりを白浜町でいろいろつくっていただいて、調和のとれた設置というんですか、そういうところに白浜の今後の観光にも影響してくるでしょうし、なってから、こういう話をして撤去してくれません、はっきり言って。やはりできる前に、もしそういう状況のものが、メガ的なものが来たときに、どんな影響があるかということをもとに考えておいて、それが来たときに、まず対応をしなくてはいけないんじゃないでしょうか。一旦設置されてからでは遅いと僕は思うんですが、町長のお考えいかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

いろんな考え方があると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、このメガソーラー等の太陽光パネルを設置する場合は、土地の状況によりまして、森林法あるいは宅地造成規制法、農地法、あるいは和歌山県の景観条例といった法律や条例に基づきまして、それぞれの事業者が許可を出したり、届け出を出して、それに伴いまして県が規制をしていると

ころでございます。あるいはその辺話し合いがなされておるところでございます。

申しあげましたように、太陽光パネルそのものを直接規制するものはございません。国が今再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を導入しておりますように、将来にわたって枯渇の恐れがなく、環境に優しい新エネルギーへの取り組みは、これからのエネルギー社会の中におきましても重要な役割を果たすものと思っております。

しかしながら、この太陽光発電のように、広大な敷地にパネルを設置することで大規模造成による自然災害の危険やあるいは景観の悪化といったことが懸念されるのも事実でございます。もちろん白浜町内でも一部のところで小規模の太陽光パネルが設置されているところがございますし、当然玉置議員もご覧になっていると思っております。

また、県が今進めておる中で、空港ののり面のところに鴨居のところでございますけども、県が今募集しているところがございます。ここには、大手業者も含めて10社以上の手が挙がっているというふうにもお聞きしております。いずれにしましても、そういうところで、場所と、どこにどういうふうなものが設置されるのか、これによって、例えば隣の上富田町なんかでしたら、かなりの大きな太陽光発電のメガソーラーが立ち上がっておりますね。ですから、そういう意味では、やっぱり適地というのがあるんだと思います。そこでやはり商売の部分、ビジネスの部分もございまして、当然、市町村に対して利益が生まれるものもございまして、そういうところは総合的に勘案しながら検討していく必要があるかと思っております。

議員ご指摘のように、全国的にはやはり太陽光パネルの設置に関しまして条例等をつくって制定して対応している地方公共団体もございまして、ですので、今後はそういった先進地の事例も参考にしながら検討をしていく必要があるかというふうに思っておりますので、またいろいろとご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

町長は、何かこう、推進なのかあれなのかちょっと僕はよくわからないんですけども。やはり人任せ、例えば、農業委員会で5条申請なりいろんな用地の変更届を出せば、これすぐできるんですよ。例えば、山林開発においても県にきちっとした届けを出せば、これ林地開発の、だめだと言えないらしいんですね、やっぱり。こんな中で、やはり白浜町としてはもう少し調和のとれたというような形の中で、1つの考え方を、行政の白浜町、町というものの考え方の中で、どう考えていくかということは皆さんに知っていただいたほうがええんと違うのかなとは思いますが、町長は余り、問題になってからしようかなというような、ちょっとそういうところが見え隠れするんですけども。

ぜひ、これは町長も選挙がございまして、選挙の後だったらもっと言いやすいんですけどね。副町長を初め、ほかの職員の方々も、こういう、町にこれがあって、どういう調和のとれたこういう業者ができるんだというところをひとつよく考えといていただいて、今後に取り組んでいただきたいなど、そういうふうにご検討いただいております。

これは答弁結構ですので、これ以上は。

○議 長

それでは、1番の太陽光発電パネル設置の問題点の質問は終わりました。



次に2点目の小中学校のバス通学についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

この問題についても、12月にさせていただきました。と申しますのも、やっぱり、この新たなことを仮にここで質問をしても、今後の選挙のこともあつたりすると思ひまして、やはりこれは教育委員会の取り組みの中ですので、誰とこちらから指名できないんですけども、ちょっとお聞きしていただきたいなど。

前回、バス通学の、名前を出してあれなんですけども、堅田地区のマーメイドタウンの小学校1、2年生のバス停までの距離が非常に長いということで、民間のバス会社ですけども、そこに臨時バス停みたいなものの対応はしていただけませんかということをお話のほうからも聞いていただいたり、いろいろしていただいた経過がありまして、これについては大変ありがたかったなと思うんですが、なかなか相手様のあることですから、民間のバス会社のことですから、なかなか思ったような返事はいただけなかったところでもあります。

しかしながら、よくよく考えてみますと、小学校の校区といいますか、これには通える距離の限界というのがあるんでしょうか。どうでしょうか。法律で決まっているというふうに。

○議長

長 番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

今、玉置議員ご質問の通学路の区域といいますか、どれぐらいの範囲でというお話かと思うんですけども。去年の改正までは小学校で大体4キロメートル、中学校で3キロメートルというのが徒歩で通える通学の範囲というふうに規定されておりましたけれども、現在スクールバスであるとか公共交通機関であるとか、そういうのを利用して、1時間以内という範囲で通学というのが現在の一般的な範囲というふうに捉えております。

○議長

長 13番 玉置君（登壇）

○13 番

ありがとうございます。

しかしながら、改正までは小学校4キロ。

○議長

長 番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

申しわけございません。小学校3キロ、中学校4キロです。

○議長

長 13番 玉置君（登壇）

○13 番

小学校3キロで、中学校が4キロと、こういうふうに定めているということは、子どもたちの体力、そして、そういうところを考えた施策であった、法律であったというふうに私は考えておるんですが、昔でありますと、じげの山の裾、集落が今は山を切って、新たなところへ、高台へ家を建てたり、そこに移ったりという中で通学距離が遠くなっているというのは、これは現状として仕方ないなと思うんですが、しかしながら、最近の子どもたちの体力

というものが向上したとはいえ、栄養状態も良好になったとはいえ、小学校1年生、2年生の通える日々、毎日のことですから、これには大変な負担があるのではなかろうかと、こういうふうに思うわけですがけれども。特に小学校1、2年のことなので、かなりの負担があると思うんですが、この辺はどうお考えでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

現在、路線バスというのを利用して通っている学校といたしましては、白浜第一小学校と西富田小学校の2校ございます。その中でいろいろと学校によって通学の原則というのを決められておまして、西富田小学校の場合は、原則徒歩となっておりますけれども、白浜駅よりも遠方の児童につきましては、1、2年生は路線バス、それから3年生以上につきましては路線バスもしくは自転車通学というふうな形で決められてございます。そういった中で西富田の場合は3年生以上につきましては、春のゴールデンウィーク前に自転車テストというのがございまして、それに合格した児童のみ自転車通学をさせておるというふうに伺ってございます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

しかしながら、路線バスが通っているからこそ、バス停までの距離が大変長い。これは、マーメイドタウンというところをまず見ていただいたらよくわかるんですが、大変大きなまちになっています。これは端から端まで歩いたら相当な距離になる。そして、そのこの団地から降りてきて、またぞろ何百メートル歩かなあかん。こういう中で、やはりスクールバスが通っているとことえらい差やなど。そういう中で、やはり町としてもその不公平とまでは言えないにしても、やはりそういうところにも町の力を、目を向けていただかなあかんの違うかなというふうに思っているんです。

例えば、旧日置川地区のスクールバス、これは大変遠いですから、これは当然そうあってしかるべきだ、そしてまた路線バスもない、これは仕方のないことで。けれども、その子どもたちは、バスに乗るまでの間はやはり丁寧にそんなに遠くないところに丁寧にバス停が設置されておる。現状です。ところが、これは民間の営利企業ですから、自分とこの都合でバス停をしておる。それに合わせんならん子どもたちの負担はきついもんがあるんじゃないかなと、こういう思う中で、やはり、もう少し、私は先方さんの企業にも言いたいんですよ。白浜町の道路、そしてまた、いろんな設備でも何でも、白浜町の施設を使って営業しとるわけですよ。白浜町の資本を使って営業しとるわけですよ。だから、そういうところの町の地域のためになるようなことは率先してやっていただかなんたら。確かに営利団体ですから、そればかりはいかないにしても、そういうところはお互い、バスというのは公共的なものですから、半分公共的なものです。ですから、助成金が出たり、いろんな町からも負担をしておる。この現状の中で、営利目的ばかり追求されて、地元の要望、そういった利便性に対して頼かぶりをするようなことでは、ちょっと本当に私たちの資本で、社会資本が充実した中で、それを利用して営業していただいている方々にも、やはりそのあたりは考えていただかなあかんなど。

それで、もう一度お聞きをしたいのですが、やはり民間にあんまりこういう変な質問をすると申しわけないかなとも思うんですけども、ここでやっぱり子どもたちの負担を考えるのであれば、いま一度その子どもたちの負担を減らすような方策を、何かないかなということを考えていただけないかなとも思うんですけども、そのことについてはどうでしょうか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

玉置議員には12月の定例議会でも同じような質問をいただきました。マーメイドタウンの子どもたちが停留所まで非常に遠いと。特に雨の日は困るというようなお話がありました。

そこで、私どもも何とかならないやろうかということで、路線バスの担当課である総務課と話をしながら、総務課のほうで明光と行政のほうと話をさせていただきました。その話は総務課のほうにまた説明させていただきます。

以上です。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

12月議会で議員さんのほうからこうしたご質問をいただきまして、教育委員会ともご相談し、路線バスに関します担当窓口が総務課でございますので、私は直接お会いできてございませんが、担当の者がバス会社さんと協議をさせていただきました。

理由はさまざまいろんなものがあるんですが、現状では非常にマーメイドタウンの下にバス停をつくるというのは困難であると。話の内容から言いますと、そういうこと、今のところはできないというふうを受け取って帰ってきたところでございます。

議員のご質問の内容もよく我々も承知してございますので、今すぐとはいきませんが、状況がいろいろ変わってくると思いますので、そういう機会を見計らって、またバス会社さんと協議をしていきたいなど、このように思っております。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

ぜひ、これは。そして、私もその通学路を歩いてみたんです、自分で。行きと帰りのバス停が違うんですね、ちょっと。行きのほうがちょっと近いんですけど、帰るのはちょっと遠いんですよ。帰りのバス停おりたときに、裏に道があるんです。そこを通ると今のところは通行量も少なく、メイン通りじゃないですから、近いんですよ。それならそれでいいんですが、今後、その場所が車両等の増加が見込まれるのではなかろうかというような場所なので、車両の増加が進めば、これはちょっと少し危険だなと思いながら歩かせていただきました。

それについて、どうでしょうか。そういう状況に、車が多く通る状況になったときに、そうもって働きかけていただけるのか、またそれまでに、先ほど榎本課長が答えていただきましたけれども、折を見てというようなことなんですけど、ちょっと、子どもたちの体力の問題もあるんですが、実際的な危険もふえそうやなと思う中で、これについても一度協議していただければ、なるかならんかわかりませんが、その辺を頭に置いてやっていただけ

たらと思うんですが。

これはこれでこの質問はよろしいですか。

○議 長

それでは、2点目の小中学校のバス通学についての質問は終わりました。

3点目の学童保育のあり方についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

これも前言ったかなと思うんですが、私、学童保育はもともと私だけじゃなしに、親御さんが家庭を守るために子どもを預けて働かなければいけない、共働きのお子さんが多いのではないかなど、多いのではないかというより、その方ばかりやと思うんです。

それで、ある事象がございまして、最近アトピーの子どもが多いんですけれども、重度のアトピーの子どもが学童保育してほしいと親御さんが来られたときに、エピペンという治療薬みたいなやつがあるらしいんですが、いざというときにはそのお子様はそのエピペン使用というようなことなので、現在は白浜町にエピペンを指導する方々が、学童保育に携わっている方々がその使用の研修をしていないということで、一旦それはそういうお子様はちょっと受け入れられませんというようなことだったんですが、今、どういう状況なのか、それについて説明していただきたいと思います。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

ただいま議員さんのほうから学童保育所におけるエピペンの所持者の受け入れについてというご質問をいただきました。

近年、学校現場、教育現場におきましてアレルギー疾患のある児童・生徒が非常にふえている傾向にあるということで、これはそのとおりでございます。そのうち、特に食物アレルギー、これにつきましては、児童・生徒の命にかかわる症状であるということでございますので、保護者の協力のもと、事前調査して、学校給食、これにおいては欠食や除去食等で対応し、また、給食調理員、それから教職員の職員研修を行って、知識を深めるとともに、緊急時の体制整備、これらを行っているところでございます。

学童保育所につきましても、やっぱりこの食物アレルギーの対応として、事前にアレルギーの有無を伺い、アレルギー対応の必要な児童につきましては、おやつを持参など、家庭にも協力をいただきながら、注意して対応しているところであると。

これまで学童保育所への入所児童の保護者からは、エピペン注射が処方されている等の重度のアレルギー反応を起こす児童は今まではおりませんでした。しかし、平成28年度入学する児童の中に非常に重度なアレルギーの子、要するにエピペンを所持する児童がおり。その保護者から、学童保育に入所させたいと、こういうふうな旨の要望があったということでございます。

議員のご承知のとおり、学童保育所の現場といいますのは、学童保育の指導員のみでの体制でございます。小学校の場合でありましたら、養護教諭であつたりおりますけれども、学童保育の場合は指導員のみでの体制でございますので、万が一、保育中にアナフィラキシーショックというんですか、ハチに刺されたり、食物アレルギーでショック状況に陥る、こういう場

合の対応というのは、まず子どもは自力でエピペン打ったり、とんぷくを飲んだりというわけにはいきませんので、指導員がその対応を図っていかなくてはならないと。今の現状では、この指導員がこのことについて十分に対応できるのかどうかというところが少し疑問に残るところでございます。よって、これからは、指導員を含めて、医師の所見を大事にしながら検討していきたいと、こう思っております。

学童保育所におけるエピペン保持者が初めて希望者が出ているという現状でございますので、まだその十分な対応はできていないと。小学校や中学校におきましては、養護教諭なりそれぞれが対応できるようなシステムは構築しておりますけれども。

そういう状況でありますので、検討していきたいと思っておりますし、またこの受け入れにあたって、研修及び体制を整備するとともに環境整備、これは何も食物だけじゃなしに、塵やほこりといったようなものにもアレルギー反応を示すと。だから対応していかなければならないと、こういう状況もございます。

つきましては、この学童保育所の施設というのは、民間の施設を借りて学童保育所を開いているところもございます。そういう状況でありますので、全てが全てそういうふうな環境整備もできるのかということもありますし、またこれにつきましては、多額の費用もかかると思っておりますので、町当局と話を詰めていかなきゃならないかなと、このように思うところがございます。

こうしたことを踏まえまして、現在学童にこういうアレルギーの子どもを、重度なアレルギーの子どもを受け入れるべきか、しばらくはお時間をいただきたいなど、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

## ○議 長

13番 玉置君（登壇）

## ○13 番

丁寧な説明ありがとうございます。田辺市では既に、学童保育所にお勤めしていただける方にはエピペン使用の研修が行われています。それは、重度のアレルギーの方が入所希望したからでしょうね、きっと、今おっしゃるように。白浜町は初めてだから、その対応は今できていないけれども、やはりそれは対応として、エピペンの研修、これは決して難しいことではないようですね。そういうところはやっていただかなければならない。それは重度のアレルギーを持った子を預けてでも働かなければならないという事情ですね。ここを親の立場から考えると、そんな子どもを預けてまで働かなきゃいけないところに僕はつらさがあるような。せめて、この私の立場というものをやっぱり町がすくいとっていただかなければいけないと違うのかなと、私はそのように考えています。

1人はみんなのために、みんなは1人のためにというような、こんな考え方で一つそのエピペン対応、そしてまた今おっしゃった空気の清浄化とか、そういうハード的なことをおっしゃいましたけれども、それはその都度、空気でどういうふうにあれするんかわかりませんが、現状は食べ物とかそういう部分ではなかろうかと、このように推察する中で、ぜひそのエピペン対応というのは、やはりニーズが、要求がありますので、そこは考えていただかなければならないと、このように思っています。

そして、もう1点、学童保育について、私は以前この委員会で私の所属する観光建設の委員会ですか、これで佐賀県に視察に行っていました。これは、議会の、テレビでやると

か、そういったものの視察だったので、詳しく私はよう聞かなんだんですけれども、佐賀市やったのかな、とにかく子どもたちが、小学校ですよ、授業が終わったら、その後子どもたちを寄せて、勉強の時間を設けていると。これはすごい先進地やなと思いつつ、それを質問したかったんやけど、別の要件で行ったもんやから、そんな質問したらちょっと邪魔したら悪いからよう質問しなかったんですけど。

白浜町がぜひ、白浜町には小学校と中学校しかありませんから、高校はないんですよ。だから、高校へ行ったときに、どれだけ白浜町出身の小学生、小学校から中学校に行くんですけど、中学生がよくできるな、白浜に移り住もうか、白浜、教育の先進地やと言われるように私はなつてほしいなと心の中で思っている中で、学童保育は、勉強を教えるところではないんだというような話を聞きましてですね、ただ、学童保育に通う子どもたちは家に帰ってもお父さんお母さんがいない、その子らが学童保育へ来て、自習をして、自分で勉強をして、あとはふわっとしてもらおうというような形のように聞きました。

しかしながら、せつかく時間がある、そしてまた今の学校のあり方、高等教育を受けるに当たって、大変な費用が要る。だから、テレビでもこの前言ってましたけれども、東京大学行くには相当のお金が必要なんだと、お金持ちしか東京大学に行かれへん、よっぽど頭のいい子は別ですけれども。そういう中で、高校のときから先生について教えていただいたり、学習塾へ行ったり、そういうことをしながら、日々子どもも努力するわけですが、親のほうも大変ですよ、支出の面で。それが、今、学童保育に預けて共働きをされている家庭もやはりそれは負担が大変だなと、このように思うんです。

ですから、先生を雇って、都会は例えば大学生が先生になって教えてくれたり、そういう部分もあるんですけど、だから近くにたくさん教える、教えられるぐらいの学生なり大学生なりがおるもんだから、都会の学校ではそういう先生を呼んできて、学習をやらすというところも学校単位ではあるみたいです。教育新聞に載ってましたけど。ただ、白浜町は、そういうことはできないんですが、学童保育の中で、例えば、ハードの部分で、今度西富田小学校に学童保育ができますが、その施設の一環として、英語の聞き取りみたいな機械が、学習機械があるんですけど、そういうのを設置しとって、勝手に聞きなさいとか、まあ、言えばね。結構高いらしいんですけども、そういうハードの設備をして、例えば、図書館でもそうでしょう。図書館を仮に建てても、中身の本を入れなったら、これは図書館建った意味ないですよ、これ。学童保育で仮に来て、その中にハードとしてそういった耳で聞いて発音聞いたり、そういったなれ親しむものを設置しておけば、それを勝手に利用してもらえりような、そういった施設を、設備として投入することはできないんだろかなと思うんですけれども。この辺は、どのように。どうでしょうか。どうでしょうかというか。でも、安いです、これ。考えてみてくださいよ。例えば、50万のする機械を入れても、学童保育所と小学校と中学校で仮に1回で入れても、10も、20だって1,000万です、これ。小学校から中学校に行ったとき、英語なんてカルチャーショックなんです。僕はそのとき英語全くできなかったんや。そやから、今5年、6年からなじんでいかそうとしているけれども、それよりもっと先に耳からなじませよう、そういったお考えはどうでしょうか。

- 議長 番外 教育次長 寺脇君
- 番外 (教育次長)

ただいま玉置議員のほうから学童保育の教材備品の設置についてご質問をいただきました。

議員おっしゃるように、学童保育と申しますのは、放課後、保護者が仕事でいないなどの家庭の事情に対して適切な遊び場所、また生活の場を与えてその健全育成を図ることを目的とした保健事業でありまして、おっしゃるように教育的な学習の場とそういったものを提供するものではございません。

ただいま玉置議員から勉強を教えることができないのであれば、英語教材等の備品を購入して児童が利用しやすい環境を与えればどうかというご提言をいただきましたが、玉置議員がおっしゃったように、教材備品のほうも高額でございまして、現在白浜町には町が直営している学童保育所が4カ所ございます。こういった学童保育所に平等に整備していかなければなりません。現在いろいろ調べましたところ、そういった備品に対する補助メニューはございませんので、どうしても一般財源に頼ることになってまいります。

今後につきましては、子育て支援の施策の中に、そういった学童保育にもこうした備品等について新たな補助メニュー等がないか、国や県の動向を注視しながら、また新たにそういった体力向上を図れるような、そういった備品等もないかどうか、補助がないかどうか、そのあたりを検討してまいりたいというふうに考えております。今現在すぐにそういった教材備品を使って学童保育に来られるお子様に、個々に聞いていただくというような、そういった考えは今のところ持っておりません。今後仮に、そういった備品等にも補助等がつくような状況になりましたら、改めて検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

答弁いただいたんですけど、町長が以前、去年ですかね、高校生まで無料に、中学生か、中学3年生まで医療費無料ということを出して1,200万ぐらいですかね、予算、1,000万か1,200万ぐらい。これは、決して僕は反対してないんですよ、これは大変いい。今後、国もそういうふうな方針ですから、これは、なかなか先とったなと思うんですけども。これ、病気にならな、この恩恵がないんですよ。言うたら悪いんですけど。健全者はこの恩恵は全然ない。健全であることは物すごくいいことなんです。ありがたいことなんですよ。病気になったときにつらい、出費もあるからつらいから、それはもう助かるんです。しかし、受益者は、病気になった方だけが受益なんです。だから、今言ううちに1,000万あったら、全部そろえられますよ。これ、やろうと思えば、皆が受益できるんです。もちろん、聞きたないわ、もっと遊びたいわと言えば、それは知りませんがね。

だから、そういう施策でぜひ白浜町が教育先進地やなど、このような、私、町長が学校の先生をやってられるので、この辺は大変理解があるのと違うかなと、このように。町長は頭いいから、ずっと早稲田大学通られたような方かわかりませんが、私は一浪してろくすっぽの大学もようせんと、高校卒業ですけども。そやけど、やっぱり頭脳にも差はありますけども、皆がそういう機会を持ってチャンスを得られるような白浜町の教育行政であってほしいというふうに思っています。

これで質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、玉置君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日3月11日金曜日午前9時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は3月11日金曜日午前9時30分に開会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

議長 岡谷 裕計は、14時47分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成28年3月10日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員